

# 厚岸町議会 平成21年度各会計補正予算審査特別委員会会議録

平成22年3月9日

午後2時19分開会

委員長（竹田委員） ただいまより平成21年度各会計補正予算審査特別委員会を開会いたします。

初めに、議案第13号 平成21年度厚岸町一般会計補正予算を議題とし、審査を進めてまいります。

第1条の歳入歳出予算の補正。

11ページ、事項別明細書をお開き願います。

13ページ、歳入から進めます。

進め方は、款項目により進めてまいります。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人。

2 目法人……。

10番。

谷口委員 1目、2目、申しわけないですけど、お願いいたします。

町長の執行方針なんかでも、町税が一定の堅調さがあるというようなことを言われているように思いましたけど、今年度のこの補正でも、現年度課税分については、個人、法人それぞれ同額補正をされているわけでありまして、最終的には、これは前年度と比較してどうなっているのでしょうか。

委員長（竹田委員） 税財政課長。

税財政課長（小島課長） 町民税の全体のお話ということで答弁させていただきたいと思えます。

前年度と申しますのは平成20年度を指すと思えますけど、その決算で出ておりますけど、課税所得で申し上げますと、約59億円ほどということでございます。当初予算で見た段階では、平成20年度が落ち込んでいる部分を勘案して、当初予算は抑えぎみに計上していたということでございます。

ただ、今回、補正予算をつくるに当たって、今までの課税のベースを見てまいりますと、平成20年度の決算ベースよりも上回る所得が全体的にあるということがわかりました。数字的には約66億円という数字になりますんで、平成20年度の所得よりも平成20年度の課税ベースは上がっているという状況にございます。それが、平成22年度の町政執行方針で申し上げた厚岸町経済の底がたさという表現になっているところでございます。

委員長（竹田委員） 10番。

谷口委員 その要因は何なんですか。

委員長（竹田委員） 税財政課長。

税財政課長（小島課長） 大ざっぱな分析ではございますが、大きく見ているのは、給与所得の部分でございます。ただし、これは、業種別的に見ますと、水産加工所、それから土木作業員、それから漁船の乗組員の方々、この方々の総体的な話ですけど、その分野の所得が比較的には伸びているという状況でございました。

委員長（竹田委員） 10番。

谷口委員 公共事業が非常に今落ち込んでいると言われますけど、それは、そうすると厚岸町の場合は大した影響がなかったというふうに言えるんですか。

委員長（竹田委員） 税財政課長。

税財政課長（小島課長） 課税ベースで申しますと、そういうことが言えるのかなというふうに考えてございます。

委員長（竹田委員） よろしいですか。

他にございませんか。

（ な し ）

委員長（竹田委員） なければ、2項1目固定資産税。ございませんか。

2目国有資産等所在市町村交付金。

4項1目たばこ税。

5項1目特別土地保有税。

6項1目都市計画税。ございませんか。

2款地方譲与税、1項1目地方揮発油譲与税。

3項1目地方道路譲与税。ございませんか。

3款1項1目利子割交付金。

8款1項1目自動車取得税交付金。

2目旧法による自動車取得税交付金。

11款1項1目地方交付税。

13番。

室崎委員 地方交付税のうちの普通交付税が今回計上されたわけですね。これで大体今年度のほとんど、多少の動きがもしかしたら出るかもしれない、あるのかどうかわからないくらい、ほとんどこれではっきりしたんじゃないかと思います。それで何か追加予算のほうで

は特別地方交付税のほうをやってくるお話です。

それで、年度当初、特に今年の場合には先行き不透明という要素がすごく多くて、相当慎重に構えたと思うんです。それで3億1,500万円程度の計上に最初したと思うんですよね。それで最終的には3億7,000万円ぐらいですか。

それで、これ当初、このぐらい来るだろうというのを丸々はのせませんよね。これの8掛けにしたり7掛けにしたりしてのせますよね。最低ここは間違いないだろうというところだけ当初予算にのせておいて、あとは補正で見ながら上げていくということになる。それはたしか3億4,000万円ぐらい、ことしは大丈夫でないかというふうに見ていたように記憶しているんですが、どうでしたでしょう。

そして、最終的にこの数字が出てきたことは、少し明るい話というふうにとらえていいのかどうか、そのあたりのことを。また、新年度の見通しに関しては、また新年度のときに聞きますけども、ここまでの話でお聞かせいただければ。

委員長（竹田委員） 税財政課長。

税財政課長（小島課長） 平成21年度の当初予算での計上のときは、概ね財政担当が概算的に、そのときはまだ十分な情報が届いていない段階です。当然ですけど。その段階ではじき出した数字のおおよそ9割程度を普通交付税として計上しましたという説明をしているところでございます。

ですから、当初予算では、29億7,233万8,000円という普通交付税の話です。特別交付税は、プラス2億500万円計上してございますので、それを二つ足して地方交付税という款の積み上がりになります。

ですから、当初予算ではまだ不透明な状況にあると。実際の交付自体がどのようになるかわからないということで、予算割れしないような計上をして、その部分はある程度留保して当初予算に臨んだということでございます。

委員長（竹田委員） 13番。

室崎委員 それで、9掛けしたというのは聞いているんだけど、そのとき、このぐらいは来るだろうというのが3億4,000万円ぐらいでなかったのかというふうに思うんですけれども、大ざっぱに見てですよ。それはいろいろ細かな計算はしていると思うんですけども、今細かな話を聞いても、私のほうはわからないから。だから、大体3億4,000万円ぐらいはいいところだろうというようなことで、それに9掛けして、大体、当初、年度普通地方交付税として、29億7,233万8,000円というのが普通交付税になってのっていますよね。そうすると、これでいくというと、そうか、34億円。けたが何せ余り大きな数字なんで、ちょっと私がついていけなくてごめんなさい。34億円ぐらい来るんじゃないかというふうに見ていたと。そして、その9掛けでもって、まず30億円にちょっと切れるぐらいの計上をしたというふうにあのとき聞いたような気がしたんですが、大体それからいくというと、予想を少し上回って来ることになったなと。その意味では少し明るいかなというふうに単純に見れば思えるんですが、このあたりは、この段階でどんなふうな認識でいらっしゃるかということでお聞きします。

委員長（竹田委員） 税財政課長。

税財政課長（小島課長） 昨年の第1回定例会のときの厚文の質疑の中で申し上げた数字は、ご質問者おっしゃるとおり、財政担当としては、概算的に34億1,200万円程度というのをはじいていますというご答弁をさせていただいています。結果的に、普通交付税の、ほぼ確定と申し上げてもいいと思うんですけど、数字的には35億81万4,000円という数字になりますから、当時はじいた数字よりも約9,000万円ほど上回る交付要求に至ったということで、これに関しましては、厚岸町にとっては、財政運営上、非常にプラスの効果をもたらしているということとは言えると思います。

委員長（竹田委員） 13番。

室崎委員 これからの話は新年度でもって聞きますけども、そうすると、当初、最低このぐらいは来てもいいだろうということで、いろいろな乏しい情報の中からやった計算出して、そして、34億円ぐらいといったのが9,000万円程度上回ったということですね。そうすると、そんなに甘いことを考えちゃいけないというような数字で終わるといふふうに考えておけば、9,000万円上回ったその部分についてはありがたい話なんだけど、普通交付税だけを見てみると、厳しいぞという声のもとに大体34億円をはじき出したんですよ。1年前の議会ではそういうふうに説明を受けました。その厳しいぞから、9,000万円しか上がらない。しかと言ったら怒られるかもしれないけれども、その程度で、34億円、35億円と言っているときの9,000万円ですから、巷間聞こえる地方重視云々というようないろいろな話はあるんだけど、それがどこの地方を重視するかというのはまた別な話で、結局、厚岸町にとっては厳しい状況の中で少し明るかったという程度に今回の普通地方交付税の数字を見ておけばよろしいのかどうか、その辺、伺います。

委員長（竹田委員） 税財政課長。

税財政課長（小島課長） 地方交付税につきましては、平成12年度が厚岸町における交付額のピークでございました。これは、小規模な自治体にとっては全国共通した状況でございます。それからなだれを打つように交付額がどんどん極端に減っていったわけですから、その当時から比べるとまだまだ交付額としては不十分であることは間違いございません。

そういった中で、対前年度よりもプラスになったということは、ある意味では一息つけた、いわゆる下落がとまったというふうには言えるかと思いますが、当時の交付額から比べると最大12億円も減ったわけですから、若干、上向いただけであるということで、まだまだ財政運営上は厳しいなという認識でございます。

委員長（竹田委員） よろしいですか。

他にございませんか。

( な し )

委員長（竹田委員） なければ、13款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金。ございませんか。

次ページ。

2目衛生費負担金。

3目農林水産業費負担金。ございませんか。

14款使用料及び手数料、1項使用料、2目民生使用料。

3目衛生使用料。

10番。

谷口委員 霊園の永代使用料なんですが、これは何区画分を減額するんですか。

委員長（竹田委員） 環境政策課長。

環境政策課長（大崎課長） ただいまのご質問でありますけども、霊園の永代使用料につきましては、ことし3区画を予定しておりましたけども、1区画も売れなかったという内容でございます。広さによってA区画、B区画、それからC区画と3種類ございまして、それぞれ1区画ずつ売れるものというふうに予想をしておりました。予算計上をしていただいておりますけども、ことしは購入者がゼロという。予算の計上をしましたが、売れなかったということで減額補正するという内容でございます。

委員長（竹田委員） いいですか。

他にございませんか。

( な し )

委員長（竹田委員） なければ、4目農林水産業使用料。

5目商工使用料。

7目教育使用料。

2項手数料、1目総務手数料。

次ページ。

3目衛生手数料。

4目農林水産業手数料。

6目土木手数料。

7目教育手数料。

3項1目証紙収入。ございませんか。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金。

10番。

谷口委員 障害者自立支援給付費負担金、ここが223万1,000円というふうに減額されているんですけど、この手の国庫補助金について2項にありますよね。これも関連するんでしょうか。

それと国庫負担金の障害者自立支援給付費負担金、223万1,000円がありますよね。それとその後の国庫補助金の2目に民生費国庫補助金があって、社会福祉費補助金109万5,000円がありますけれど、そのうちの地域介護だとか障害者だとかあります。これに関係する分もあるんでしょうか。

委員長（竹田委員） 福祉課長。

福祉課長（松見課長） 民生費国庫負担金と、それから民生費国庫補助金は、それぞれ別事業で、関係のないものです。

委員長（竹田委員） 10番。

谷口委員 それで、今回、この223万1,000円減額になったという、その理由をちょっと教えてください。

委員長（竹田委員） 福祉課長。

福祉課長（松見課長） 基本的に精算という形で整理させていただいておりますけども、平成23年度まで、障害者自立支援法が平成18年10月から施行されてから5年間のうちに、旧法の事業が新法に移る作業が実は着々と進んでいるわけございまして、そういった予測のつかない移動の関係で増減がある。今回の場合は、予定で見ていた部分の利用がなかったということもありますけども、逆に新法の方に利用が進むと、そういったような精算手続をとりまして、たまたまこの部分については旧法施設の部分が補助金だけで252万7,708円が減額、補助率2分の1でございます。

委員長（竹田委員） 10番。

谷口委員 そうすると、旧法と新法の間で増減があるということですね、今回のこの223万1,000円の中に。それをちょっと、250万円が来たけれど、そうしたら、減らされた分があるということですね。

委員長（竹田委員） 福祉課長。

福祉課長（松見課長） 今、旧法と新法の間での動きとなりますと、歳出の面でご説明させていただいた方がわかりやすいかなと思いますが.....

（「そっちのほうがよくかったら。わかりました」の声あり）

福祉課長（松見課長） 歳出で。

委員長（竹田委員） 他にございませんか。

（ な し ）

委員長（竹田委員） なければ、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金。

2目民生費国庫補助金。ございませんか。

3目衛生費国庫補助金。

4目農林水産業費国庫補助金。

6目土木費国庫補助金。

8目教育費国庫補助金。

次ページ。

3項委託金、1目総務費委託金。

2目民生費委託金。ございませんか。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金。

2項道補助金、1目総務費道補助金。

2目民生費道補助金。

3目衛生費道補助金。

4目農林水産業費道補助金。

6目土木費道補助金。ございませんか。

次ページ。

9目消防費道補助金。

3項委託金、1目総務費委託金。

3目衛生費委託金。

4目農林水産業費委託金。

5目商工費委託金。

6目土木費委託金。ございませんか。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入。

2目利子及び配当金。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入。

2目生産物売払収入。

6目有価証券売払収入。ございませんか。

次ページ。

18款1項寄附金、1目一般寄附金。

21款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金。

2項預金利子、1目町預金利子。

3項貸付金元利収入、2目ウタリ住宅改良貸付金元利収入。

13番。

室崎委員 これは、補正前の額とある322万8,000円というのは、年度当初の計上ですよ。それで322万8,000円のうちの259万3,000円が今回減額になっているんですね。大部分が減額なんですよ。これについて内容のご説明をいただきたい。

委員長（竹田委員） 福祉課長。

福祉課長（松見課長） 大変申しわけありません。平成21年度当初予算におきまして、現年度分の収納予定額を実は1年間分全額計上を一旦させていただいて、さらに、滞納繰越分の収納見込みを立てた額を合わせた額が322万8,000円という計上をさせていただいたところでございますけども、この予算計上のあり方、あるいは決算のあり方として、未収入額がこのまま残る状況となったところから、収入見込みを立てることができなかった現年度分全額において、この際、減額し、63万5,000円という額が残るんですが、これは平成21年度における収入見込額。内容については滞納繰越分。そのように減額補正させていただいたところでございます。

委員長（竹田委員） 13番。

室崎委員 たしか250万円か260万円ぐらいが現年度分で、大ざっぱにですね、それから70万円ぐらいが滞納繰越分だったというふうに伺った記憶がありますが、そうすると、今年は、今年分としてお返しただかなきゃならない貸付金の返還がゼロであったということになるわけですね。これ、貸付金の管理としては非常に問題があるんじゃないですか。

委員長（竹田委員） 福祉課長。

福祉課長（松見課長） 利用者におかれましては、なかなか滞納繰越分の解消が進まず、現年度分までの支払いということが追いつかない状況にございまして、現在、滞納繰越分の解消に努めていただいているところございまして、現年度分については、なかなか収納計画を立てられる状況にはなっていない状況でございます。

委員長（竹田委員） 13番。

室崎委員 そういう、いわゆるベンツを乗り回して金を払わないんだなんていうような人ではないということはよく存じているつもりです。であるとすれば、一旦は現年度分と滞納繰越分を全部足してほんと大きくのせておいて、年度末になるというと、もう現年度分どころか滞納繰越分の支払いもおぼつかないような経済状態なのでうまくないんだとって、その大部分を補正するというやり方そのものに、予算計上の仕方としてはやはり問題があるんじゃないかと思うんですが、それとも、こういうやり方でなければならぬ何かがあるのか、そのあたりについてご説明をいただきたい。

委員長（竹田委員） 福祉課長。

福祉課長（松見課長） ご指摘のとおり、実はこの額の補正という考え方でございます。例年、当初予算を計上するときに、当然、納入義務者の支払い計画を確認し、やるわけですが、これまで当該年度分を計上し、実は決算においてそのまま未収という状況でございました。これについては、財政管理上、監査委員の方からも適当ではないんでないのかという意見もございまして、この際、この時期に来て、収納見込みのない額について減額させていただいたところでございます。

委員長（竹田委員） 13番。

室崎委員 そうすると、新年度予算では、やはり今年払っていただく分というのは計上しなければならないと。そのときには恐らく無理だろうなということで、それをどんと落とした形でもって計上するということはやはり許されないと。貸付金ということの趣旨からいってね。というふうに理解していいんですね。それで、それを決算まで実態を数字で出さないで、前のこの3月議会でははっきりさせたと。そういうふうに理解すればよろしいんですね。

委員長（竹田委員） 福祉課長。

福祉課長（松見課長） 今回この時期で減額させていただきましたのは、今年度初めてでございまして、これまでは年度当初に全額を予算計上させていただいた、それを例年、収納状況を見ますと、なかなか現年度の返還に追いついていないということで、平成22年度当初予算でございますけども、利用者の収入計画に基づいた金額のみをもって予算計上をさせていただいて、現年度分の調定にこだわらず、収入見込みとして、具体的には81万円という計上をさせていただいております。

委員長（竹田委員） 13番。

室崎委員 これ、何名なんですか。

委員長（竹田委員） 福祉課長。

福祉課長（松見課長） 申しわけございません。貸付者数は5名でございます。

委員長（竹田委員） 13番。

室崎委員 全員が、要するに現年度分を払えるような経済状態ではないと、そういうことなんでしょうか。それから、全員が厚岸町在住者ですね。

委員長（竹田委員） 福祉課長。

福祉課長（松見課長） まず、5人全員が滞納のある状況でございまして、いずれも町内在住者でございますが、貸付者ご本人が既に亡くなって、配偶者が返済を続けているというようなケースと、それから失業により、正職員といたしますが、そういった職につくことができず、低賃金で何とか働いている状況の方、あと漁業経営で、高齢になってなかなか頑張れない状況で、いずれも返済は滞っている部分はありますけども、継続的に納入いただいております。すべてそれぞれの滞納額については、それぞれが1年以内で滞納返済できるような状況とはなっておりません。

（「わかりました。結構です」の声あり）

委員長（竹田委員） 他にございませんか。

（なし）

委員長（竹田委員） なければ、6目十勝沖地震災害援護資金貸付収入。

4項受託事業収入、1目交通災害共済受託事業収入。

3目衛生費受託事業収入。

4目農林水産業費受託事業収入。

5目土木費受託事業収入。

6項雑入、1目滞納処分費。

3目雑入。ございませんか。

次ページ。

22款1項町債、2目民生債。

4目農林水産業債。

次ページ。

6目土木債。

7目消防債。

8目教育債。ございませんか。

以上で、歳入を終わります。

歳出に入る前に休憩をいたしたいと思います。

午後2時57分休憩

午後3時30分再開

委員長（竹田委員） 再開します。

歳出、29ページから進めます。

1款1項1目議会費。ございませんか。

次ページ。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費。ございませんか。

次ページ、進みます。

2 目簡易郵便局費。

3 目職員構成費。ございませんか。

次ページ、進みます。

4 目情報化推進費。

2 番。

堀委員 今回の補正にはのっていないんですけれども、地域情報基盤整備についてお聞きしたいと思います。22億2,000万円もの事業ですから、お許し願いたいと思うんですけれども。

町長は、町政執行方針の中で、行政として新たな情報通信媒体の導入を図るとありますけれども、それは今回の地域情報基盤整備のことを指しているのかなというふうに私は思ったんですけれども、実際にどのようなことをされるのかというもの、そしてまた、今その事業が進められているわけなんですけれども、町民への周知用の資料関係というか、どのようになるのかというものが一切まだ示されていないんですけれども、そういうものが示されるのは一体いつごろになるんでしょうか。

委員長（竹田委員） 総務課長。

総務課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

ただいま札幌の総合通信局の方へ交付申請を出している最中でございます。そして、札幌の局は本省へそれを送り込んでいるようです。そして、その際に、本省から15、6点にわたって本町からの交付申請、札幌の局を介して提出した交付申請について不備の指摘がありました。要するに、きちっと書き込まなきゃならないところ、準備しなければならないところ等々を含めて不備があると。これに直ちに対応して、きちっとしたものを出していただきたいと。それでなければ、交付決定は当然出ませんということの通知までは来ております。通知というか、そういうところまでは来ております。

したがって、それに対応して、あくまでも札幌の局を通して本省とのやりとり、そして町とのやりとりが何回か続くかと思えます。きょう9日ですから、交付決定が来るのは早くて週明けになるのではないかと。ただし、こちら側の勝手な観測ですが、交付決定がなされないというようなことはないというように担当の方では踏んでおります。

したがって、交付決定が来るという想定でいろいろな準備を進めているところでございますが、今、委員ご指摘の町民に対する周知の方法等はどこまで進んでいるかということでございますけれども、これにあわせて、今、業者選定についても作業を進めております。それが決まり次第、いろいろな面で業者さんとも相談して、例えばどういつなぎ方をするだとか、そういうこともきちっと仕様を示してやっているわけでございますけれども、その辺の相談も含めまして、それから私も、当然、初めての仕事で素人でございます。その辺も含めて、12月に答弁させていただいたことをきちっと守った方法で進めていきたいという気持ちでおります。

総じて今の段階は、交付申請をして、総務省、本省とのやりとりの最中だということでございます。

委員長（竹田委員） 2番。

堀委員 そうすると、12月のときのやりとりの中で、大体このようなことをしたいというようなやりとりがあったんですけども、それがほぼされるのかなというふうに理解してよろしいのかなと思うんですけども、そのときに、たしかIP電話を設置して、それは双方向で、例えば福祉サービスの向上につなげるというような話というのがあったと私は記憶しているんです。

一つ、提案なんですけども、このIP電話なんですけども、IP電話というのは、まず通信料が格安、もしくは無料。あと双方向で、例えばカメラつきであれば対面というものが可能になるというようなものも、そういうメリットを考えたときには、これを商業的な利用ができないのかなと。例えば商店が顧客というか、お年寄りの方が商店に電話して、一対一で対面しながら、例えば当日朝配布されたチラシなりを見ながら、これとこれをくださいと言えば、そういうものを顧客のところに配達するとか、そういうような行政的な利用ばかり説明されていましたが、そういう商業的な利用というものが可能になるのであれば、それはやはり両商店街とも打ち合わせをしながら、是非、そういうもので、新たな情報基盤ですから、そういうものを活用した商店会の活性化というものにも利活用できるような検討というものを進めていっていただきたいと思うんですけども、どうでしょうか。

委員長（竹田委員） 総務課長。

総務課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

まず、IP告知の関係で、電話の関係ですけども、私ども、受信事業者等にいろいろ聞いてみますと、今ある電話でそのまま電話は通じる。ただし、8番を押してかけるとIP電話でただ。それは電話です。IP告知という画面、小さいコンピューターみたいなものは、それは当然全部つく。1点目の電話については、そういうことで、町内は無料だと。

それから、対面して、商いというか、そういうことに利用できないかという部分でございますけれども、これはちょっと言いづらい部分があるんですが、現在の防災行政無線は、基本的に事業所さんにつきましては実費で機械を購入する形でつけさせていただいております。基本的にIP告知もそのように考えております。したがって、それを了承していただくこと、まずそれが一つ目だと思います。

その後、これを利用して、いわゆる商売に使えるかどうかということは、今、私ここでちょっとそれをどのように解釈していいか、ちょっとここでは申すことができません。ということは、いわゆる営業行為の一つになりますので、いわゆる皆さんの税で整備をしてやることで、有効に活用することは当然必要ですけれども、こういう関係につきましてはちょっとデリケートな部分がございますので、今後これらにつきましては、できるできないをはっきりして、早いうちに結論を出して、委員の意に沿うようなことができるかできないか、これをはっきりさせたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長（竹田委員） 他にございませんか。

（ な し ）

委員長（竹田委員） なければ、5目交通安全防犯費。ございませんか。

次ページ。

6目行政管理費。

7目文書広報費。

13番。

室崎委員 広報あつけしについては、この項目でよろしいですね。広報あつけしについて、ちょっとお聞きします。

広報あつけしは、自治会にそれぞれお願いして、各地域で配っていただいているんですが、何日ぐらいの間に町民の手元に届いているんでしょうか。

委員長（竹田委員） 総務課長。

総務課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

まことに答えづらいところでございますが、役場からの配布の日は、当然月の初めから始まります。ただし、各自治会等に届けて、それから、各自治会にも種類がございまして、班とか区とかがございまして、それらに分配されて、そして何日後に実際にそれぞれの家に届いているかということまでは、我々の方では押さえてございません。全く想定もしておりませんでした。ちょっとお答えになるかどうかわかりませんが、私、宮園2丁目に居を構えておりますけれども、班に分かれておりまして、大体3日ぐらいで届いてきているというのが通常で、あと、言葉を選びますが、あそこは回り順で班長さんを決めているようですけども、班長さんによっては早い方、中には遅い方。それから、サラリーマンが多いというか、夜にいないということで、配るのに苦労しているという部分もあって、私のところでわかる範囲では、それぐらいの時間がかかっているのが事実ということぐらいしか、今のところはお答えできないところでございます。

委員長（竹田委員） 13番。

室崎委員 各自治会にお願いして、手を煩わしているわけですね。だから、私、1日に全部に配るようにしろとか、そんなことを言っているわけじゃ全くありませんので、何かえらく緊張なさってご答弁されていたので、ちょっと私の質問がそういうふうを受け取られたんであれば、申しわけないなと思うんですが、ある程度は仕方ないと思うんです。

私のところなんかは非常に早いところのようで、2日ないし3日にはもうみんなの手に届いているようで、そういうところもあるし、でも、聞いていると10日過ぎになってから届くんだというようなことを言う方がいたり、いやいや、この前なんか15日に来たなんていうよ

うなことを言う方がいらっしゃる。そういうことも耳にしたことがあるんです。ただ、それは毎回10日とか15日なのか、何かがあって1回だけそうだったのか、そんなことさっぱりわからないんですよ。余りそういううわさで私は話をしたくないので、このあたりは、無差別抽出法か何かで結構ですので、やはり年に一遍ぐらい、実態がどういうふうになっているかはつかんでおく必要があるだろうというふうに思うんですが、いかがでしょう。

委員長（竹田委員） 総務課長。

総務課長（佐藤課長） お答え申し上げたいと思います。

33自治会がございます。その、簡単に言いますと3,800なり3,900世帯全部に対しての何日に届いていますかというようなアンケートというのは、サンプリングになるかもしれませんが、委員指摘の調査はするべきではないかと、私もそのように思います。経費をかけずに、なおかつ、ある程度の回収率が見込める工夫をして、今おっしゃった年に1回なり、どのぐらいの所要時間で届いているかということで、ある程度の世帯を把握して、できるだけ近い数字が出る客対数をもって調査を試みる必要もあるのではないかと、このように考えます。

したがって、その回数、それから時期等については、今ここでいついつとは申し上げることはできませんが、平成22年度中にはやるということをご了解いただきたいと思います。

委員長（竹田委員） 13番。

室崎委員 申しわけありません。新年度の方に入ってしまうような話で済みませんが、あと1点だけ、これもちょっとかかってしまうんですけども、勘弁してください。

広報あつけしの編集だとか、そういう内容についてどうのこうのという意見は全くないわけですから、非常によくできていると私は評価していますので、そういうことでなくて、1点だけ、最後のページに月間の予定表が入っているんですよ。ところが、あれが1日から31日までなんです。28日の月もありますけど、月末までなんです。そうすると、手元にもらったときに、例えば5日に来たとすると、1日から5日までの間に書いている予定については、余り意味ないんですよ。

それで、どうせ1日にはまずつきこないわけですから、そうすると少し余裕を持って、例えば1日から次の月の10日ぐらいまでわかるような月間予定表にしてもらうと助かるんだがというような声もありまして、これは御検討いただきたいなど、そういうふうに思っています。

委員長（竹田委員） 休憩します。

午後 3 時47分休憩

午後 3 時48分再開

委員長（竹田委員） 再開します。

総務課長。

総務課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

委員ご指摘の件につきましては、まさしくそのとおりでございます。

したがいまして、もう3月は終わっていますが、4月の広報誌から、今だとすると間に合う可能性がございますが、例えば、タイムラグがある一定の日数を延ばす、それから緊急を要するというか、日にちのないものについては、要するに翌月からでも流してしまう。これはいろいろな決め方があって、できるできないはありますけども、その辺の配布がおくれて見られなくて、間に合わなかったというような重大な、要するに不利益的なことが起こらない方法を検討してまいりたいと思います。

なお、言いわけになるかもしれませんが、極めて重要な、他課のことをちょっと出してもあれなんです、例えば福祉灯油なんかにつきましては、防災無線等を使って周知をさせていただきます。したがいまして、そういう緊急的、それから重要なものについては、広報誌だけではなくて、防災無線も併用しながら当たっていきたいと、このように考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

委員長（竹田委員） よろしいですか。

他にございませんか。

（ な し ）

委員長（竹田委員） なければ、8目財政管理費。

次ページ。

9目会計管理費。

10目企画費。ございませんか。

次ページ。

11目財産管理費。ございませんか。

なければ、次ページ。

12目車両管理費。

2項徴税费、1目賦課納税费。ございませんか。

次ページ。

3項1目戸籍住民登録費。ございませんか。

次ページ。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費。ございませんか。

次ページ。

5項統計調査費、1目統計調査総務費。ございませんか。

13番。

室崎委員 ちょっとこれも簡単なことで、そんなこと下に行って聞けと怒られるかもしれないんですが、世界農林業センサス、経済センサスというような言葉があるんですが、これは

国とかそういうところでもって決めているものだから、こんな言葉を使うんですか。センサスといったら、例えば数の統計、人口統計だとか、場合によったらシカの頭数なんかもセンサスなんていうような言い方もしているようですけども、そんなような意味のものだという、数の方の言葉だというふうには、英単語を引いてみたら書いてあったんですが、ちょっとそのところの説明してください。

委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げます。

この統計の名称につきましては、全国、統計局の方でもってあらわしている表現でございます、こういう言葉を使っております。

以前にも、このセンサスという意味について議会でも問われたことがあるんですが、この調査については、いわゆる悉皆調査、対象者となる方々を全部調査しますよという意味でこのセンサスという言葉が使われているということになってございます。

語源につきましては、ちょっと今、国の名前は忘れましたが、最初に統計の調査を始めた人の名前、個人の名前ですけども、その方の名称を用いた表現がされている、その言葉がそのまま使われているということでございますけども、内容的にはそういうことでございます。

委員長（竹田委員） よろしいですか。

他にございませんか。

（な し）

委員長（竹田委員） なければ、次ページ。

6項1目監査委員費。

次ページ。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費。ございませんか。

なければ、次ページ。

2目心身障害者福祉費。

10番。

谷口委員 先ほど、ここがいいとおっしゃったんですね、課長さんが。ちょっとお願いいたします。

委員長（竹田委員） 福祉課長。

福祉課長（松見課長） 先ほどの部分は、国庫支出金の部分でございました。減額が223万1,000円の減額という内容でございました。この内容について、まず、どういうものが入っているかということを申し上げます。

まず、人工透析だとか、股関節置換手術だとか、更生医療の部分が入っています。それから、身体障害のある方が補装具をつけます。こういった補装具費。それから介護給付費といまして、新法施設における介護給付費、それから旧法における介護給付費。それから、訓練等給付費分とか、そういったものが先ほどの障害者自立支援給付費負担金というのに入っております。

この中身が主にこれから申し上げるものなんですけども、まず大きな部分で申し上げますと、58ページの中段にありますように、0302170番、障害者(児)介護・訓練等給付費297万3,000円の減額です。そういったものがいろいろ重なって、先ほどの国庫負担の減額になるんですけども、先ほど私は、旧法施設から新法施設に移っているというようなことをご説明しました。その辺のご説明をまず申し上げたいと思います。

まず、知的障害者の更生施設というのは旧法の施設であります。ところが新法に移行した。新法に移行するということは、知的障害者更生施設は今まで施設の中で作業をしたり、そういった訓練をするんですけども、それを今度は、場合によっては表に出たりですとか、そういったことになるんですけども、ここで117万6,860円ほど増額になっています。

(「ちょっと待って。それは何番」の声あり)

福祉課長(松見課長) それは、0302170番の297万3,000円の減額なんですけども、減額になったところから申し上げた方がよろしかったですね、済みません。

この中の介護給付費412万8,000円という減額があります。この内容なんですけども、知的障害者更生施設が一部新法に移行したことによって、ここで、まず209万6,000円ほどの減額が生じております。この方は、新施設の方で、今度は同じ介護給付の中の増減なんですけども、生活介護という、実はここには表示されておりませんが、この介護給付費の中で増減があるんですけども、110万円ほど増えていまして、さらに、その同じ方なんですけども、施設入所支援ということで、夜の部分の支援、複雑なんですけども、こういった部分での増額がなっております。これで大体差し引きゼロぐらいの移動がございます。

そのほかに大きいのが、ここでいう同じく介護給付費の中身なんですけども、今度は知的授産施設が1人減少。これは施設を退所されて、地域へ移行したという方。就労継続支援B型という事業があるんですけども、そこに移れたことにより、184万3,000円ほどの減少。

それから、もう一方は、同じく知的障害者の通勤寮というところから出ることができまして、地域のグループホームに移行したことにより58万2,000円。こういうように施設の移動があります。

なお、今申し上げた中では、既存の予算内で間に合っている部分がありまして、なかなかこの中では説明しにくいんですが、それでも大きく減っている部分は、新法になってから、利用者が1日欠席すると実はその分収入が入ってこなくなるんですね。例えばお盆、正月とか里帰りする、そういったところが実は減少になるわけです。こういった部分は、利用者には申しわけないんですけども、当初、帰らないだろうと想定した中で

予算を満額見えていますので、そういったものが各事業所で穴があいてきた積み重ねが結果的にこういう金額になるという、ちょっと余りにも雑駁でございましたけど、そういうような……。

委員長（竹田委員） 10番。

谷口委員 そうすると、結果的には、大ざっぱに話をすれば、365日見れたものが、その中から土曜、日曜をとったり、あるいは何かで休んでいったりして、そういうのをずっと削って、1日ごとに全部チェックした結果、これだけ削らざるを得ないというような状況がこの数字になるということで理解していいですか。

委員長（竹田委員） 福祉課長。

福祉課長（松見課長） 中身的には、新規利用も見込んだ中での予算計上をしておりましたから、そういった部分の増減もございますが、基本的には、そういった各事業所の精算によるものの減少という部分が内容でございます。

委員長（竹田委員） 10番。

谷口委員 そうすることで、当初計画したのと結果的に新法、旧法の問題もあるのと、それから利用者の、さっき課長は欠席と言っていましたけど、そういうことによる減ということになってしまいうんですけど、これは例えば、国のほうの補助金等を支出するほうにすると、休んだから削りますよと削るのはいいですよ。日数を見てね。ただ、事業者の方は、それはちょっとやりきれない面というのが出てこないのかということなんです。その辺はどうなんですか。

委員長（竹田委員） 福祉課長。

福祉課長（松見課長） 限度額というのが決められている中では、やはり事業者は最高限度収入が決まっているということになりますので、減収分については、手当てについては事業者団体としても国に対してお願いしているような状況でございます。

委員長（竹田委員） 10番。

谷口委員 この297万3,000円減額された事業の、その事業所の当初の見込みの事業枠というのは幾らだったんですか。

委員長（竹田委員） 福祉課長。

福祉課長（松見課長） 実は、平成21年度において介護報酬の5%アップがされておりました。

て、当初予算は5%アップしない額で上げていまして、これを上げた後に補正させていただいているものですから、一つ一つの事業所ごとにそういったような計上をしてございませんでしたので、ちょっと今、お示しするのはできない。

(「わかりました。いいです」の声あり)

委員長(竹田委員) よろしいですか。  
他にございませんか。

(なし)

委員長(竹田委員) なければ、次ページ。59ページ。

3目心身障害者特別対策費。

4目老人福祉費。ございませんか。

なければ、65ページ。

5目後期高齢者医療費。

8目社会福祉施設費。ございませんか。

次ページ。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費。ございませんか。

次ページ。

2目児童措置費。ございませんか。

次ページ。

3目ひとり親福祉費。

4目児童福祉施設費。ございませんか。

なければ、次ページ。

5目児童館運営費。ございませんか。

なければ、77ページ。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目衛生予防費。

13番。

室崎委員 今年もまたシカの駆除を市街地で行うということで、この前、広報と一緒にチラシが入ってまいりました。私の住んでいる住の江地区というか、湖北地区ですね。そちらでは余り、少なくとも市街地の中では見かけないんですが、これが橋を越えて、僕ら本町と呼んでいる湖南地区に入るとひどい状況ですよね。それで、庭のオンコをすっかり食べられてしまったとか、楽しみにつくっておいた家庭菜園がめちゃくちゃになっちゃったとかという個人的なレベルから、交通障害になるとか、あるいは、いろいろな問題も出ています。それから、今度市街地から目を内陸部のいわゆる農家の方に向けますと、これは昨日今日始まった問題でありませんが、非常に大きな被害が出ていますよね。

こういう全体について考えてみたんですが、全体のことをきちんと説明を受けた機会が余りなかったような気がするので、今回もお聞きしているんですが、それで、この厚岸町にお

いてシカがどんな動きをしているのかという生態調査、それから一体何頭ぐらいいるのかと。こんなものいちいち印つけて勘定するわけにはいきませんから、もちろん生息数は推定でしょう。それから、いろんな形で駆除をやっていますよね。それによってどれだけの効果が出ているのかということですね。それから、市外部、周辺部での被害というのが、数字にできる部分とできない部分といろいろあるかと思いますが、数字にできるものはなるべく数字の形であらわさなきゃならないと思うんです。これらについては、また国や道に対して町の方からいろいろ言うていくためにも、こういう基礎データというのは全部必要だと思います。

こういうものについて、ペーパーにして資料をお願いしたいんです。それで、今すぐここを出せと言って、その間休憩なんていったらとんでもない話になりますので、これについては新年度予算できちっと、これからの問題がありますので、お聞きしたいと思いますので、そのような形で資料を、本当はこの委員会が始まる前に言えばよかったんですが、私の方でもちょっとまとまらなかったもので。委員長、遅くなって済みません、そんなわけですので、よろしくお願ひいたします。

委員長（竹田委員） 環境政策課長。

環境政策課長（大崎課長） 生態調査、それから今現在何頭ぐらいいるか、あるいは駆除の効果、そういったデータというふうに解釈しましたけども、新年度予算までには用意したいというふうに考えております。

委員長（竹田委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

委員長（竹田委員） 他にございませんか。

（なし）

委員長（竹田委員） なければ、2目健康づくり費。  
13番。

室崎委員 明けて、一昨年12月議会で、確か私が申し上げて、そのときに力強い、やりますよという答弁をいただいて、それから、はや1年何カ月、サポーター講座がこの前初めて厚岸町でも開かれました。100万人キャラバンという国の大きな事業の一環であります。

それで、私も受講させていただきました。ただ、これは本当に雨垂れが石をうがつように、繰り返し繰り返し行っていかなければならない事業だなというふうには思いました。1回や2回の簡単な講義でもって、私を初めとして、みんなの認識が変わるわけではないわなというも実のところの認識であります。

それで、来年度の話はまた新年度予算でお聞きすることができますので、年度内については、今これからどうしようかなと考えているのか。そのときにはこれからぼん

ぼんぼんぼんとやっていきますよというような話をちょっと耳にしておりましたが、どのようになっていますか。

委員長（竹田委員） 保健介護課長。

保健介護課長（久保課長） お答え申し上げます。

お話しいただきました認知症サポーター養成講座、これまで3講座実施をしております、一つは民生委員児童委員協議会の例会での講座でございました。それから、町職員を対象にさせていただきまして、議会の議員の皆さんにもご案内をさせていただいた講座が2番目。その後、大地みらい信用金庫の2店の従業員、役員の方を対象にした講座を開催しております。これまで総数72名の参加をいただきました。

この後、年度内のお話ですが、この3月に入って、山の手自治会の講座、それから太田自治会、これは老人クラブも一緒にということでの講座でございます。それから、白浜自治会の講座。そのほかに、社会福祉協議会での開催予定も入っております。これは評議員の皆さんを対象にしたというような状況で受けとめております。それから、ボランティア協議会からの開催の要請ということで、今後の日程の方が多く入っておりますが、年度内の予定としてはそういった状況でございます。

委員長（竹田委員） 13番。

室崎委員 わかりました。大分、民間のほうが積極的に動いてくれているようで、大変心強いんですが、今ちょっと聞いていて、教育委員会の方は全然呼応していないんですか。

委員長（竹田委員） 保健介護課長。

保健介護課長（久保課長） 私の方からお答えさせていただきますが、教育委員会の方は、定例校長会の中で、学校での総合授業の時間等を利用した中での開催というものをイメージしているということも含めてお話をさせていただいて、その中で取り組みを進めていただきたいということで受けとめていただいているところでございます。

委員長（竹田委員） 指導室長。

教委指導室長（辻川室長） 今、説明ありましたように、校長会の中でこの件につきましては説明をいたしまして、各学校の総合的な学習の中に位置づけていくような形でお願いしているところであります。

それで現在、次年度の年間学習指導計画作成中でございますけども、この中にも何とか取り込んでいただくような形で進めていく状況でございます。

委員長（竹田委員） よろしいですか。

(「あとは新年度で」の声あり)

委員長(竹田委員) 他にございませんか。

10番。

谷口委員 ことしは、新型インフルエンザで随分騒いだ年ではないのかなと。それで、あの流行をどういうふうに見るのかというのでは一定の流動があるようには思いますけれど、今回、634万5,000円のワクチン接種助成が減額されているわけでありまして、接種するために、年齢だとか、病気を持っている人だとか、いろんな区分によって順序よく接種を受けていただくという取り組みをされたということで、若い人だとか元気のいい人が後回しになった結果、流行との関係でだんだん接種を受けなかった人も多いのかなというふうに考えますけど、結果的に厚岸町が減額をした主な原因は何だったのかということをお伺いしたいということと、あともう一つは、下にある結核予防なんですけど、最近、結核について気をつけるようにというようなことがテレビコマーシャルなんかでもやられていますよね。それで、現在、厚岸町内での発症例というのはあるんでしょうか、どうなんでしょうか。

委員長(竹田委員) 休憩します。

午後 4 時16分休憩

午後 4 時17分再開

委員長(竹田委員) 再開します。

保健介護課長。

保健介護課長(久保課長) まず、新型インフルエンザ対策事業の639万2,000円の減額の要因でございます。

私ども、12月の補正予算で見ていただいた数字につきましては、当時、優先接種対象者とされておりましての方々の全数でございます1,423人分という人数で予算を組ませていただいておりますが、当時、多くの方々は2回接種ということでの予算の組み方をさせていただいております。それが委員おっしゃるように、接種が実際に始まってきたわけでありまして、現時点では、これは1月末現在の接種率でございます。なぜ1月末かといいますと、医療機関から私どもの方に報告していただくのが翌月の10日までということでございます。現時点で数字の分析をしておりますのが1月末の状況であります。その後、今日時点で2月分の接種者、これは厚岸町内だけではございません。町外の方も含めた人数で、2月分は420名の接種があったということがわかりましたが、ちょっと時間がなくて、その分については分析しきれれておりません。

1月末の状況で申し上げますと、基礎疾患を有するの方々が対象者554名に対して接種者が381名でございます。接種率68.7%という状況でございます。それから、基礎疾患を有しない方々で1歳から小学校3年生まで、あるいは小学校の高学年、それから1歳未満の小児の保護

者、それから中学生、高校生、それから65歳以上の方の数字につきましては、1月末で447名の町民の接種でございます。接種率につきましては9.08%であります。両方を合わせますと接種率15.12%という数字が出てまいります。

2月末現在での420名のうち、町外の接種者の数字がまだ分析しきれておりませんので、その分を加えますと、おおむね2月末では優先接種者でいきますと23%程度、それから1月以降、19歳以上64歳までの健康成人と言われる方々が追加をされましたので、その分を含めてみますと11.7%程度の接種率になるということでございます。今回、補正をさせていただきました内容につきましては、この数字ぎりぎりというお話ではございませんで、接種率は最終的に20%程度でおさまるのではないかという見込みの中で減額補正をさせていただいたという内容でございます。

それから、結核予防の事業の分でございますが、通常、私も行っております事業は、65歳以上の胸部レントゲン検診、これは生活習慣病等の基本健診に合わせて実施をさせていただいている分でございます。それから生後6カ月までの乳児に対して予防接種、BCGの接種料ということで予算計上させていただいている分が予算の分でございます。

それでおっしゃるように、結核そのものはもうなくなった病気ではない。むしろ増えてきているという警告といえますか、国の方の分析としてはそういう実態にあるということで、私も把握しております数字自体は、何人という、何人検査してどうだという数字は実は持ち合わせていないんでありますが、ここ1、2年の状況の中では、新たな結核の確認がされたという方はおりません。

ただ、釧路保健所管内でいいますと、数名の方々が従来の保菌者といえますか、一度落ちていた方々が再度、配菌をするというような状況の報告は受けておりますが、具体的な数字については把握をしきれていないという状況でございます。

委員長（竹田委員） 10番。

谷口委員 この新型インフルエンザが非常に猛威を振るうのではないのかということで、町内でどういう事例があったのかちょっとわかりませんが、結果的に接種が一応20%、この予算では見込んでいたということになったわけですけど、今までの通常のインフルエンザとの接種率と比較して、今回の新型インフルエンザの接種は高かったのか、低かったのか。その辺ではどういうふうに押さえているのか。

それから、今後こういう新たなインフルエンザ等が発見され、流行が確認されてくる場合の対策というのは、今回の新型インフルエンザで参考になった点というのはどういう点があったのか、教えていただきたいというふうに思います。

それから、基礎疾患を有している人なんですが、これは町外の医療機関等で接種された人も含まれているのでしょうか。それをお願いします。

それから、結核の問題ですけど、町内では今のところ発症している例は確認されていないというふうになってはいますが、ほとんどの人がやっぱりこれには無防備になってきている現状ではないのかなというふうに思うんですね。BCGの接種はなくなって3年ぐらいたつのかな。まだそこまではいっていないのかな。そういう状況ですから、以前はそのほかにほうそうだとかいろいろやっていたけど、菌が飛ぶ、そういう病気であるというこ

とを含めれば、やはりこの結核について、年間を通しての一定のPRも必要ではないのかなと。年がら年じゅうやる必要はないけれど、その期間その期間でぜひ気をつけるようにというようなことがやられていかないと、無防備な人が増えてしまうんでは困るというふうに思うんですが、その辺ではいかがでしょうか。

委員長（竹田委員） 保健介護課長。

保健介護課長（久保課長） お答えを申し上げます。

通常の季節性インフルエンザの接種率との比較でございますが、私ども把握しております数字は、70歳以上の高齢者の接種、この中には65歳以上70歳までの重度の疾病を持たれている方も含まれますが、接種率でいきますと、大体5割程度の数字というふうに押さえております。

（「5割」の声あり）

保健介護課長（久保課長） はい。結構、接種率は高いんでございます。

今回の季節性インフルエンザの部分で申し上げますと、早くから高齢の方々は免疫があるみたいなものが情報として流れてきておりまして、そういう意味では、季節性インフルエンザの予防接種の率と比較するベースのものではなかったというふうに言えると思います。

それから、今回の具体的な対応が参考になった部分ということでございますが、大変失礼な言い方になるかもしれませんが、行政も住民の皆さんも、新型インフルエンザ、いわゆる今回は豚を起因としますウイルスでございましたけども、鳥を起因とします毒性の強い新型インフルエンザの対応も含めて、ある意味では過度な情報が流れたんじゃないかという分析もございまして、基本的な予防対策も含めて、我々も町民の皆さん方も、ある意味では予備的な対応として大変参考になったんじゃないか。そのことは、基本的に日常的な予防対策としての手洗い、うがいというものをやっていきましょうということでの対応、それから、人込みの中に入るときにできればマスクをつけて行くことがいいですよという啓発等も含めて、それから町が主催します、あるいは町内の各種団体が主催をいたします事業の中でも、消毒剤の配置でありますとか、それからマスクの準備等を含めてつけていただくというようなことがそれぞれの取り組みの中でなされました。それから、まだ情報としては危険な状況にあるぞという中での取り組みとしましては、子供たちが沢山集まる行事については、一時中断をして見合わせようじゃないかと。このことは乳児や幼児の健診の部分も含めて対応をしまいいりました。そういう意味では、完璧なというお話ではありません。そういった対応が必要ですよという意味での部分で見ますと、次に向けた対応をどうするかということも含めて、我々も大変勉強させていただいたというふうに思っております。

それから、基礎疾患の人数でございますが、残念ながら、私ども持っております数字は、町内の2つの医療機関の分だけでございまして、町外で接種をされた基礎疾患を有している方々の人数については把握をしておりません。

それから、結核に対する年間を通した町民への呼びかけというものもご指摘がございました。これは国が進めます対応と同様に、私どもも機会あるごとに、結核というのは決してな

くなつた病気ではございませんということの情報提供も含めて取り組んでいきたいというふうに思っております。

委員長（竹田委員） よろしいですか。

教育長。

教育長（富澤教育長） 児童生徒の結核対策についてですけども、釧路管内に結核対策委員会というのを設けまして、保健所の所長さん、あるいは専門家の医師を含めて委員会を設けておりまして、児童生徒の健康診断によって、その問診によって学校医が疑いがあるという部分について会議の中で問診票を提出するというような形で毎年行っております。

3年ぐらい前に一部、親御さんが結核になってということで、お子さんたちは大丈夫かというような、厚岸町内ではありません。釧路管内でそのような事例もありましたけども、当然のことですけども、保健所では、そのご家族を把握しておりまして、既にその子供たちの検査については完了していますよというような内容もあって、BCGあるいはツベルクリン反応がなくなった後の対策についても、毎年、保健所を中心に行っているというような状況です。

委員長（竹田委員） 他にございませんか。

（な し）

委員長（竹田委員） なければ、83ページ。

3目墓地火葬場費。

4目水道費。

13番。

室崎委員 この数字については、また別の機会にお聞きしますが、ここでちょっと教えていただきたいのは、水道に関する会計は幾つかに分かれていますよね。水道事業会計と簡易水道事業特別会計、それから農業水道費というのも似たようなものかなと思うんです。農業水道費という費目がありますのでね。

それで、これが独立の会計になっているかどうかは別にして、そういうふうに3つぐらい、水道と名のつくものが出てくるんですよ。下水道は別にしてね。それで何で分かれているかと。それぞれはどういう存在意義があるのかというあたりを簡単に教えておいていただきたいんですが。

委員長（竹田委員） 水道課長。

水道課長（常谷課長） ご質問にお答えいたします。

水道事業は、法的位置づけで水道法と地方公営企業法、二つの法律に基づいて町が経営する公益事業でございます。水道法による区分におきまして、まず、いわゆる一般的に上水道

というもの、これは市街地ですとか、床潭、末広、筑紫恋を給水区域として、給水人口が5,000人を超える水道が水道事業、いわゆる一般的には上水道と呼んでいる部分。給水人口が5,000人以下、これが簡易水道として位置づけられております。

農業水道といいますのは、水道法上の水道ではございませんで、これは施策による、いわゆる農業施策による国や道の事業により整備された水道ということで、いわゆる営農用水道と区分けされております。この営農用水道におきましても、100人を超えると簡易水道に位置づけられます。

現在は、トライベツと別寒辺牛が農業水道というふうに位置づけられてございます。簡易水道は、上尾幌簡易水道と糸魚沢簡易水道。それ以外が一般的に申しております上水道ということになっております。

その会計の区分は、地方公営企業を全面的に適用しているのが上水道の水道事業会計、いわゆる複式簿記で企業会計として取り扱っている部分。簡易水道は簡易水道特別会計、農業水道は一般会計の費目の一つに入っているということでございます。

委員長（竹田委員） 13番。

室崎委員 制度の説明はわかりました。それで、厚岸町では、全部一緒にして、いわゆる水道事業を一本にしないで、ある部分では簡易水道にし、ある部分では農業水道にしている、それはどうしてかということなんです。

委員長（竹田委員） 水道課長。

水道課長（常谷課長） お答えいたします。

まず、農業水道は、国や道の、現在進められている太田大別地区、これは道営ですので、道の事業として進められておりますが、これは区分でいうと太田大別地区は簡易水道でございますが、政策的な事業として多くが営農用水と認められる部分はこの事業費で、簡易水道であってもこの事業費で進められるという部分で、例えば、これが簡易水道からすべて上水道に位置づけられますと、こういった事業費が使えない、こういった事業で整備ができないと。つまりは、すべて水道料金をもってこういった施設整備をしなければならなくなるということがございます。

もともと農業水道は、そういった政策により進められているもので、簡易水道につきましても、例えばほとんどが市街地以外の郡部でございまして、水道管路の延長距離も長いと、受益の個々も距離が大変長く、点在しているということで、もともとこれを水道料金だけで賄うという企業にはなじまないということで、必要最小限の社会資本整備、もともと採算性の低い農山村地域における社会資本整備として整備してきたものでございますので、これをすべて同じ企業会計に含めてしまいますと、料金で賄うといったことはほとんど不可能に近いということがございまして、水道法上の位置づけもございまして、会計でのそういう位置づけも、いわゆる採算性がきちんととれる部分ととれない部分ということで現状になってございます。

委員長（竹田委員） 13番。

室崎委員 そうしますと、会計上の問題がもしなければ、現在の簡易水道として行っている部分を企業会計のほうに入れて一本にするということには何も問題はないと。ただ、会計上そういうことをするというと、全部水道料金で賄わなければならない、いわゆる独立採算にしなければならぬから、そうすると水道料がはね上がると。管渠が非常に長かったり、それから、それぞれ利用者が散らばっていて効率が悪いというようなところでは、この簡易水道という形でやっていった方が水道料にはね返る部分が少ないから、だから行うんだという、準経済的、政策的な問題であるというふうに考えればよろしいですね。

委員長（竹田委員） 水道課長。

水道課長（常谷課長） 水道法による区分は、これはあくまで区分でございまして、簡易水道を上水道にはしてはいけないということではございません。ですから、ある自治体、全国的には、すべて上水道として位置づけている事業体もございまして。ただ、そうしますと、今、質問者がおっしゃるとおり、いわゆる一般会計からの繰出金もいただけない中で、すべて水道企業会計で全町を賄うということになりますので、それは非常に困難性があるということでございます。

委員長（竹田委員） よろしいですか。

10番。

谷口委員 今のやりとりを聞いていて、ちょっと不思議なんですけど、そうすると、何で尾幌は上水道になっているんですか。

委員長（竹田委員） 水道課長。

水道課長（常谷課長） 尾幌につきましては、平成20年度に上水道の区域になりました。人数区分ではなくて、尾幌の場合はそれまで上水道から分水を受けていたという位置づけで、ずっと上水道にはしていなかったんですけども、実態として、同じ水源地からの水を同じ自治体の中でやりとりをするということとは不適切であるという北海道の指導によりまして、いわゆる水源一つ、水道管を接続して、こっちは尾幌ですから、その分を別立てでお金をくださいということはおかしいと。すべて一つの給水区域の中での状態だということで、それを是正したということになります。

委員長（竹田委員） 10番。

谷口委員 尾幌の水道は、もともとの始まりは、国鉄の官舎に水道を引いたのを利用してもらって、それが結果的に町の方で管理をするようになったのが始まりですよね。そして、その後に農業規模が大きく拡大をするということで、尾幌に営農用の水道をつくらうという

ことで、確かあれは開パ事業だったかなと思うんですけど、尾幌の山の上に浄水場、川から引いた水を引き上げて、それを営農用水に使っていたんですけども、いろんな事故等があった、それが結果的に町から分水する方向になったんですけど、それも含めて、事業をきつと当時、若狭町長が道議でありましたから、そのために奔走されたと思うんですけど、その事業は農業予算でやるのが認められて、農業用水道として引かれたものであったのではないのかなというふうに思うんですよね。なぜ、途中でそれがだめになったんですか。その理由は何だったんですか。初め認めておいて、途中でだめだというのは。

委員長（竹田委員） 水道課長。

水道課長（常谷課長） この機会ですので、お配りしている地図をごらんになった方がわかりやすいかと思えますけど。

（「いやいや、わかる。それは」の声あり）

水道課長（常谷課長） ですから、委員おっしゃるとおり、始まりは、尾幌は二通りに分かれていました。市街地は尾幌簡易水道、その周辺、いわゆる酪農地域については、農業の施策で整備いたしました。ですから、尾幌地区は、尾幌簡易水道と尾幌農業水道でした。これが平成19年度におきまして、尾幌農業用水道が100人を超えるということで、近隣の簡易水道として管理する必要があるあって、つまり近隣というのは尾幌の市街地、いわゆる尾幌簡易水道と統合する必要があるあって、すべて尾幌は簡易水道になりました。そのときはまだそのままだったんですが、既にこのとき尾幌の水源が枯渇いたしまして、この尾幌全体を簡易水道とした部分が賄い切れなくなったということで、上水道から、いわゆる上水道の管に接続して分水を受けて、このことが、いわゆる先ほど言いました、同じ自治体の中で同じ管を接続して水源を一つにする部分では、分水という位置づけはふさわしくないということで、すべて同じ給水区域であるという位置づけに取り扱われることになったということでもありますので、尾幌は尾幌簡易水道と尾幌農業水道から始まりましたが、その後、一つの簡易水道となって、さらにすべて上水道の区域となったという、こういう変遷でございます。

委員長（竹田委員） 10番。

谷口委員 それで、今、上水道になっていますよね。先ほどの説明では、簡水の場合であれば、農業予算等を使った事業で改良、あるいは改修といいますか、そういう事業は行えるけれど、結果的に今度は上水になるとそういう事業はなくなるということですか。そうしたら、莫大な、広大な、はるかかなたまである管が、あと耐用年数がどのくらいあるのかちょっとわかりませんが、前に言われているような管はないんだろうなというふうに思いますが、そういう改修時期が来た場合にはどういう対応をしていくことになるんでしょうか。

委員長（竹田委員） 水道課長。

水道課長（常谷課長） 尾幌地域につきましては、今ちょっと詳しく耐用年数がいつで、いつごろ更新時期を迎えるということは、申しわけございませんが、正確にお答えできません。近々といいますか、5年以内10年の間ですぐに更新しなければならないというものは、今のところ、幸いにしてございません。

ただ、今後、更新を迎えるに当たりましては、いわゆる独立採算の企業の中で更新事業を進めていくこととなります。

委員長（竹田委員） 10番。

谷口委員 そうすると、例えば太田みたいに碁盤の目になったところというのは、非常に効率いいですね。尾幌みたいに沢ごとに入って行って、そこに1軒か、2軒か、3軒かしかない。そして、端にしか家がないとかというと、非常に効率の悪い水道ですね。その負担を、そうすると町の中の人も等しく今度は負担をします。この間からずっと水道企業会計の財政状況も聞かされておりますけれども、そういうことに拍車をかけるような事態が、さらに拍車をかけるようなことが今後起こり得るといふふうに考えることになってしまいうんでしょうか。

委員長（竹田委員） 水道課長。

水道課長（常谷課長） 端的に申し上げますと、そういうことにならざるを得ないといひますか、尾幌だけまた抜くわけにもまいりませんので、いわゆる上水道の区域内ということでもありますので、会計の中でそれはきちっと整備してまいらなければならないということでございます。

委員長（竹田委員） よろしいですか。

他にございませんか。

（「私に対する答弁と谷口さんに対する答弁で、内容の食い違いがちょっと見えるんですが」の声あり）

委員長（竹田委員） 尾幌の部分の100人の人数の関係ですか。

（「いやいや。休憩してください」の声あり）

委員長（竹田委員） 休憩します。

午後 4 時53分休憩

午後 4 時55分再開

委員長（竹田委員） 再開します。

13番。

室崎委員 この水道の会計の法的な区分に関して、いろいろ複雑だと思しますので、そういうものをわかりやすく書いたペーパーを資料として出していただければ。できましたら、特別会計のところ、そこで間に合わなければ新年度で結構ですので、お願いしたいということでございます。

委員長（竹田委員） 水道課長。

水道課長（常谷課長） 申しわけございません。新年度までに用意させていただきます。

委員長（竹田委員） 4目、他にございませんか。

（ な し ）

委員長（竹田委員） なければ、5目病院費。

なければ、次ページ。

6目乳幼児医療費。

なければ、2項環境政策費、1目環境対策費。

2目水鳥観察館運営費。ございませんか。

なければ、次ページ。

3目廃棄物対策費。

4目ごみ処理費。

なければ、次ページ。

5目し尿処理費。

なければ、93ページ。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費。

2目農業振興費。

3目畜産業費。ございませんか。

なければ、次ページ。

4目農道費。

5目農地費。ございませんか。

なければ、99ページ。

6目牧野管理費。

7目農業施設費。ございませんか。

なければ、101ページ。

8目農業水道費。ございませんか。

なければ、103ページ。

9目堆肥センター費。ございませんか。

2 項林業費、1 目林業総務費。ございませんか。  
なければ、105ページ。  
2 目林業振興費。  
3 目造林事業費。ございませんか。  
なければ、107ページ。  
4 目林業施設費。  
5 目特用林産振興費。  
なければ、109ページ。  
3 項水産業費、1 目水産業総務費。  
2 目水産振興費。  
なければ、111ページ。  
3 目漁港管理費。  
5 目養殖事業費。ございませんか。  
なければ、115ページ。  
6 目水産施設費。  
なければ、117ページ。  
6 款 1 項商工費、1 目商工総務費。  
2 目商工振興費。  
なければ、119ページ。  
3 目食文化振興費。  
4 目観光振興費。  
121ページ。  
5 目観光施設費。  
なければ、125ページ。  
7 款 1 項土木費、1 項土木管理費、2 目土木車両管理費。  
3 目土木用地費。  
4 目地籍調査費。  
2 項道路橋梁費、1 目道路橋梁維持費。ございませんか。  
なければ、127ページ。  
2 目道路新設改良費。ございませんか。  
なければ、131ページ。  
3 項河川費、1 目河川総務費。  
なければ、133ページ。  
4 項都市計画費、3 目下水道費。  
なければ、135ページ。  
5 項公園費、1 目公園管理費。  
6 項住宅費、1 目建築総務費。  
10番。

谷口委員 この住宅耐震改修工事補助金、60万円の減額なんです、この事業の補助は何件

ぐらいあったんですか。そして、今回、減額の理由について説明してください。

委員長（竹田委員） 建設課長。

建設課長（佐藤課長） 住宅耐震改修工事補助金、60万円の減でございます。この内容でございますけども、これは厚岸町が既存の住宅の耐震改修に係る補助金制度を設けたものでございまして、当初、1件20万円で3件を見込んでございました。結果としましては、その耐震改修の申し込みが1件もなかったということで、今回、60万円を減とするものでございます。

委員長（竹田委員） 10番。

谷口委員 どんなPRと、問い合わせ等はあったんでしょうか、なかったんでしょうか。

委員長（竹田委員） 建設課長。

建設課長（佐藤課長） この住宅耐震改修工事の補助金制度のPRでございますけども、これは町内の建築業者が集まったときには、こういう制度があるということで説明を申し上げて、逆に建築業者の方からどんどんPRをしていただくような形をとってございます。

それから、町のホームページの中でも、この補助制度のことも載せてはございます。

それで問い合わせ等でございますけども、問い合わせ等は年に数件、2件、3件という問い合わせがございます。こういった制度があるのかということで、ございますということで、問い合わせがございます。問い合わせがあった中で、今度その辺の相談に来られるまでにはまだ至っていないといった状況ではございます。

委員長（竹田委員） 10番。

谷口委員 住宅耐震改修工事補助金というのは、これは業者のための事業なんですか。それとも個人住宅を持っている人が耐震工事を進めるための事業費なんですか。どっちなんですか。

委員長（竹田委員） 建設課長。

建設課長（佐藤課長） この補助金制度でございますけど、これは個人のための制度でございます。個人の方が耐震改修を行うときにかかった費用の一部を補助するといったものでございます。

委員長（竹田委員） 10番。

谷口委員 1回目の答弁を聞いていますと、業者に宣伝するように話したと。あと町のホー

ムページだというようなお話ですけど、個人住宅の耐震化を進めるための補助事業ですよ。そうすると、業者の人が全部のうを歩くわけにいかないし、あるいは、町民がこの制度を理解していない人もたくさんいるのではないかと。もしいれば、それなりの対応をしたいという人も出てくるのではないかと。結果的に、予算をつけたけれども、予算を何も使わないで減額してしまうというのは、行政がせつかく制度を使ってやろうとした事業が何の役にも立たないで消えていくと。これは次年度も予定するんですか。どうということなんですか。

委員長（竹田委員） 建設課長。

建設課長（佐藤課長） この補助金制度でございますけども、これを次年度も、毎年予定をしていきたいというふうに考えてございます。耐震改修を図るためには、こういった制度も必要だというふうに考えてございます。

しかしながら、このPRの問題なんです。私どもも、当初この制度を設けたときには、町民の方にパンフレットを全戸に配布した経緯がございます。ただ、しかし、それだけではこの制度等はなかなか浸透していかないと。一番この制度を浸透させるにはどうしたらいいかということをお考えますと、町民の方は、何か建物を直す、改修を図るといったときには、どうしても地元の民間の業者さんにご相談をするという方が一番多いわけでございます。ですから、まずは、その業者の方にこの制度をしっかりと覚えてもらって、それを町民の方に教えていただければ、広く浸透するだろうということ、まず、建築業者の方にはこういった説明等をした中で浸透をしていっているといった次第でございます。

ただ、私たちもそれだけではなく、こういった制度がありますので、今後、これもまた広報誌等があれば、その機会があれば、そういった中でまたPRしていきたいと、このようには考えてございます。

委員長（竹田委員） 10番。

谷口委員 PRの問題なんですけど、課長がおっしゃったのでいいのかなというふうに思います。

それで、町のホームページが新しくなりましたよね。よくなった部分と、使いやすいというか、我々素人でも非常にいいなというのと、今度は探すのに大変だなというのと二つあって、町でこういうことをやっていますよというのが、新しくなってからはなかなか探すのがゆるくなくなったなというふうに思うんですよ。

ですから、PRも、今課長がおっしゃっているように、せつかくホームページに掲載しているのであれば、例えば、この部分ではこういう制度があります、ここにはこういうのを使ってくださいというのが、あけた途端にここを見てくださいというようなのがわかるようにちょっとホームページも改良していただきたいなというふうに思うんですが、ちょっと横の方にそれですけど、いかがでしょうか。

委員長（竹田委員） 総務課長。

総務課長（佐藤課長） ご指摘のとおり、鋭意努力してまいりたいと存じますので、よろしくご理解賜りたいと存じます。

委員長（竹田委員） よろしいですか。  
他にございませんか。

（ な し ）

委員長（竹田委員） なければ、2目住宅管理費。  
なければ、141ページをお開きください。  
8款1項消防費、1日常備消防費。  
13番。

室崎委員 もし、ここが適当でなければ、どうか委員長の方でぴしっと言ってください。  
A E D、心肺停止になったときに、これを救う機械です。よろしいですね、ここで。

委員長（竹田委員） よろしいです。

室崎委員 それについてお聞きしますが、随分、町内あっちこっちに配備されたようですね。大ざっぱに言って、20ぐらい配備されたのかな。それで役場にもありますね。町民課の柱のところにぼんとかかっています。町立病院も、入るとすぐ目につくところにあります。あと学校にも配備されていますね。それから、集会所なんかにも配備されているようですね。

それで、あちらこちらに配備されているんですが、これの全国的な統計というか、そういうのでこの前、ちょっと新聞にも出ておりましたが、配備はされているんだけど、使う人が配備されていないというような話があります。全国的な話ですよ。それで、この機械は、大変な状況になった人が出たときに、機械が自分で走って行ってやるわけじゃないんですよ。そこにいる人が使うんですね。そして、それもほんの数分以内という、寸刻を争う状態で使わなければならないんです。

それで、それぞれ配備されているところでは、そういう状況が起きたときに全く何の心配もないと。そこにいる人がぱっと使える状況に全部してあると。してあるというのは、人が使えるような、いわゆる訓練なり能力を持っているという状況になっているかどうか。恐らくなっているんだろうけれども、それについて説明をしていただきたいんです。

委員長（竹田委員） 保健介護課長。

保健介護課長（久保課長） 自動対外式除細動器、いわゆるA E Dの配備につきましては、平成19年度から学校等の町の公共施設に整備をしていこうということで、消防署からの救急車の所要時間等を勘案しながら、平成19年度に5台、平成20年度に6台、今年度、残りの施設11台を購入して配備するという対応をしてまいりました。

予算上は私どものところでまとめて予算を計上させていただいてということではありますが、

設置後の管理につきましては、それぞれ学校、それから保育所等、そのほかにも今年度は情報館でありますとか、児童館でありますとか、温水プールでありますとか、そういうところも含めて配置をさせていただいておりますが、配置された先での所管備品として管理をしていただくという対応をとっております。

配備をした時点での確認作業でございますが、それぞれ学校につきましても、保育所につきましても、AEDを使用できる救命講習、3時間を単位としてということで、2年か3年に一度はこの講習を受けてくださいという性質のものでございますが、この講習を受けていただくということでの、委員が言われる使える人の体制整備という意味では、そういったことを指示させていただいて、対応をさせていただいているということでございます。

平成21年度、今回、11台配備をさせていただきますが、3月2日に、教育委員会の情報館での救命講習を開催させていただきました。個々に参加できる方々について情報館の方で呼びかけをして、今回の配置先、それから既に前回講習を受けて2年、3年たっている方々も含めて救命講習を受講するという対応をしてきているところであります。

施設によりましては、温水プールでありますとか、施設の管理運営上、救命講習が毎年必要だという施設もございます。そういう意味では、既に救命講習を受けて使えるよという体制の中で今管理をさせていただいているということであります。

この3月の受講が間に合わない部分につきましては、新年度の早いうちに救命講習を企画して受けていただくということもございまして、これまでの経過の中ではそういった対応でさせていただいているということでございます。

委員長（竹田委員） 13番。

室崎委員 抽象的なお話はわかりました。したがって、こうしてくださいと言ってやっていますということもわかりました。講習会をやったということもわかりました。問題は、いざというときに使える体制になっているかどうかなんです、具体的に。

それで例えば、それはどこがどうという意味じゃありませんよ。今言った中の1番目のメモが学校とありましたので、例えば何とか小学校というのがあったとしますね。そうすると、そのところの例えば係の先生は受講していたと。だけど、ほかの人たちは受講していなかったと。当日たまたまその先生が休んでいたなんていうことになったら、これ、動かないわけですよ。

ですから、理想からいうと、そこにいる人がみんな使えなきゃだめなんですよね。それも自信持って使えなきゃだめなんです。電気ショックをバンと与えますからね、ちょっと使い方を覚えてもらった程度では、さあ、自分がやるということになったら、おっかなくてできないです。自信持っていないと。それで、各置いているところが、そういう体制になっているかどうかということなんです。それはどうでしょう。

委員長（竹田委員） 総務課長。

総務課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

総務課広報情報係の方では、全般的な職員研修の担当も行っております。その中で、階層

別研修ということで、その中の特別研修ということで、普通救命講習、ここにAEDの操作にかかわる研修を実施するという項目がございます。これは、基本的には悉皆講習、職員全員を対象にした講習という位置づけになってございます。

ただし、全員が一週間に講習を受けるということではできないところがございますので、先ほど保健介護課長の方から答弁があったように、1年置きぐらいに講習を受けて、できるだけ多くの職員がAEDを操作できるように講習を続けていくということを考えているところでございます。

委員長（竹田委員） 管理課長。

管理課長（須佐課長） 学校の方の配備の状況ですが、今年度、先ほど言われました平成21年度の事業でついた学校、真龍小学校なんかは、4月、5月の早いうちに、人がこれから異動になりますので、4月、5月で準備をして、全員が受講できるようにということでの対応を今考えているというふうになっています。

それぞれの学校の状況について、時期が早いときに設置されているところもありますので、そこについては今押さえていないものですから、必要であれば、後でまた連絡をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長（竹田委員） 特老ホーム施設長。

特老ホーム施設長（桂川施設長） 特老の方では、心和園、デイサービス、職員全員が講習を受けております。それで4月からまた新しく入るもんですから、実は4月1日にもう一度、全員を含めてやろうと思ったんですが、ちょっとそのあたりは事務的に間に合わないということで、5月には再度やろうと考えております。

委員長（竹田委員） 福祉課長。

福祉課長（松見課長） 私のところは児童館と保育所でありますけども、児童館につきましては、今年度についてということで、受講させていただきましたが、保育所については、実は毎年プールの利用が夏に始まります。その直前に毎年1回、プールにかかわる職員が普通救命講習の中でAED講習を受けていまして、ほぼ全員がこれまで終えておりますけども、毎年何人かずつ、再度受講していくというやり方で繰り返しております。

以上でございます。

委員長（竹田委員） 13番。

室崎委員 落ちがないと思いますので、今、うまくないんじゃないかということを書いてるわけじゃないんですよ。転ばぬ先の何とやらなんです。

それで問題は、紙の上で講習会を何回やった、多くの人を受けたというような報告書の問題ではなくて、私が言っているのは、いざというときに、そこにいる人が使えますよと。だ

から、例えば今日、今の段階でAEDを置いているどこかの施設なり何なりのところにほんと私が行って、あなた使えますか、あなた使えますかと聞いたときに、みんなが、はい、使えますよと言えるような状況になっていないと、いざというとき生きないんですね。そのときになってから、だれそれさん呼んでこないと、この機械どうやって動かしていいかわからないと。あるいは、私はおっかなくて使えないというようなことではだめなんですよ。高いお金をかけて、そして、いざというときには人の命を救う機械なわけですから、その点については、使う方の人間の体制も現実にも動くようによろしくお願ひしたいと。これは当然のことの要望であります。

委員長（竹田委員） 保健介護課長。

保健介護課長（久保課長） 委員のほうから、万が一のときにすぐ使える体制の確立というお話がございました。人的問題につきましては、繰り返し救命講習をきちんと受ける。その上でAEDを自信を持って操作ができるという対応を含めて、講習に臨んでいただくということの徹底を図っていきたいと思います。

私どもも人的な体制はそうではありますが、整備されておりますAEDそのものの中に、電極パッドの維持管理でありますとか、それからバッテリーも実は4年程度の寿命、使用回数でいきますと200回、連続で4時間程度というような基準の中で製造されているものですから、こういった管理体制も含めて、常時点検をしていかなきゃいけないという問題もございます。そういう意味では、定期的にAED導入に伴う人的体制、それからAED本体の管理のあり方も含めて対応させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

委員長（竹田委員） よろしいですか。

他にございませんか。

3番。

佐々木委員 今回の関連で1点聞かせていただきたいと思います。

AEDを使うときに、実際、作動させるときに、今機器の不具合が報道されております。それについて、納入先だとかメーカー等にそういう問い合わせだとか、それは済んでいるかどうか聞かせてください。

委員長（竹田委員） 保健介護課長。

保健介護課長（久保課長） ご質問の件ではありますが、製品名で申し上げますと、アメリカ製のカルジオライフという製品が作動しないおそれがあるという新聞報道が昨年ございました。厚岸町で整備しておりますAEDは、この製品ではございませんで、大丈夫だという確認をとった中で、今年度も同様の製品で整備をさせていただいているということでございます。

委員長（竹田委員） よろしいですか。

他にございませんか。

（ な し ）

委員長（竹田委員） なければ、2目災害対策費。

13番。

室崎委員 この前、つい先日、来るといって、大きいのが来なかった津波の話なんです、ちょっと委員長も今、一般予算を上げるということをおっしゃっているので、追加補正のほうにまさにこれに関する費目がありましたので、ここで、ちょっとそのときに簡単に終われるように、数字だとかそういうものを先にお願ひしておいて、資料で出していただいて話した方が時間がかからないんじゃないかと思ひますので、避難の状況、それから避難補助した状況、それから長時間避難で途中で帰ってしまったというような状況が出たようですが、そういうもの。それから、そこでいろいろとこんなことが今回は教訓になるなというようなものがありましたら、箇条書きというか、見出しだけで結構ですから、出していただいて、そういう資料をもとにして追加のときにさせていただきたいと。そうすると、時間が短縮できるだろうというふうに思ひまして、ちょっとそういう形で資料をお願ひしたいということなんです、委員長、よろしくお取り計らいを。

委員長（竹田委員） 休憩します。

午後 5 時25分休憩

午後 5 時26分再開

委員長（竹田委員） 再開します。

総務課長。

総務課長（佐藤課長） 今、委員から要請のありました資料につきまして、追加議案の審議の前までに準備をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

委員長（竹田委員） 9番。

菊池委員 この度のチリ大地震による津波警報について、全国各地の潮位、全道の水位が報道されていましたが、以前にも厚岸でチリ地震による影響があつて、被害が出ております。厚岸の潮位の変動の報告がほとんどなかったように感じましたけども、厚岸には潮位の検潮器の設置は1カ所と聞いていますが、どこにどのようになっているか、教えてください。

委員長（竹田委員） 総務課長。

総務課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

テレビ報道等で正式な潮位の報道がされておりましたが、これは気象庁が設置している、公式に発表できる検潮器でございます。その気象庁が設置している検潮器は、厚岸町にはございません。したがって、NHKなりテレビ放送では、厚岸という名前は一切出てこないで、浜中、根室、釧路等々が出ていたように記憶してございます。

ただし、本当の参考値としてしか使えない検潮器的なものはありますが、それにつきましては、全く正確なものではございませんので、信頼性に欠けるという意味で、当然、公式に公表できるものでもございませんし、それを使って避難をしなきゃならないとか、そういうことをすることは避けなければならない、器械はありますけれども、それは全く正式なものではございませんので、ご理解賜りたいと存じます。

委員長（竹田委員） 9番。

菊池委員 それでは、テレビ報道は、気象庁が設置している検潮器でやっているということですね。厚岸は、参考程度の検潮の正確なものでないけれども、持っているけれども、その状況がきちっとしていない場合においては、町民には知らせられないということですか。

委員長（竹田委員） 総務課長。

総務課長（佐藤課長） これは、器械的に精度の問題によると思うんですが、正確に検潮できる器械ではないというふうに思っていたら結構かと思えます。

したがって、正確でないということは、誤った水位をもって、無駄な避難ということはないかもしれませんが、そういう混乱を招くようなことになりかねないということで、あくまでも参考ということで、気象庁の検潮器の数字が出た浜中、釧路の間に厚岸町がありますので、その数字を参考にして、あくまでも厚岸町としてはそれをもって判断をするしかない。今のところはそれをもって判断するしかないということでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

委員長（竹田委員） 9番。

菊池委員 厚岸には、地区によりますけども、外海に近い末広、床潭、筑紫恋、これらの地区もでございます。それから、直接当たるとされる苫多、門静方面。やはり経験を積んでいるわけです。十勝沖並びにチリ沖地震津波。これだけ被害が出た経緯のある厚岸町に、そういう頼りのない検潮器があってはまずいと思うんですね。

もちろん気象庁の設置する基準があると思うんですけども、報道によれば、厚岸沖の、あるいは厚岸の直下型地震も予想されるという報道が出たこともあります。やはり太平洋に面した、湾もあり、湖もあり、水の都と言っても過言でないぐらいに海のすぐそばにあり、満潮時期には、ご承知のとおり、厚岸大橋の下から市場の周辺、岸壁ぎりぎり、水がちょっと多いときには押し寄せてくる状態があるわけでございます。そんな中であって、ああいう

時期と津波と波浪と風が重なった場合においては、相当な心配があるわけでございます。

町長は、日ごろから、災害対策については、命と安全を守るということで訴えておりますが、そういう面においての感覚はどのように持っているか。海岸線にある厚岸町でございます。その辺の考え方をちょっとお聞きしたいと思います。

委員長（竹田委員） 総務課長。

総務課長（佐藤課長） 私はまだ50代でございますが、皆様というか、ご質問者はかなりの経験をしてきていらっしゃると思います。

気象庁の方には、まずは担当者レベルで交渉を始めたいと。このたびのチリ大地震、巨大地震に伴う津波については、特に過去にも甚大な被害があるところから、この検潮器について、まずは事務レベルから、この設置についてどういう基準で、どういう位置にということから始まって、その作業を早急に進めてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

委員長（竹田委員） 9番。

菊池委員 その際、災害対策として町民の望むところでもございますし、海岸に位置している厚岸町でございます。ぜひとも、今、総務課長がおっしゃいました事務レベル段階ではございますが、気象庁に要望して、設置について交渉していただきたいと、このように思うわけでございます。

また、釧路と花咲の検潮、並びに霧多布の検潮の状態が報道されましたが、やはり襟裳岬と納沙布岬を挟んで東太平洋、ちょうど襟裳岬の突端と納沙布岬の真ん中に湖と湾が大きくあるのは厚岸だけでございます。川もありますし、懐が深いところもありますけども、一応津波が上る水路になっていますから、ご承知のとおり、チリ地震、それから十勝沖地震のときには、ほとんど水がなくなるぐらいに厚岸の海がかれたこともあります。その点を知っている町民は結構まだいると思います。湯殿山という、正行寺の後ろに山がありますけど、あそこに避難した経験がありますけども、湾月町並びに松葉町に磯舟が入ってくるぐらいに波が押し寄せたこともございます。水が引いたときには、湾が真っすぐ川と岩、川の状態になって、ほとんど水がなくなったという状態がありました。そういう経験もしていますが、そういうことも考えられますので、ぜひ、検潮器については、この際、努力して、設置するには気象庁にお願いしてもらってほしいと思います。

委員長（竹田委員） 町長。

町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

安全・安心な町づくりは、行政の中でも大きな課題でもございます。また、町長としての願いを持っての町づくりをしていかなければならない、そのように考えておるところであります。

そういうことで、過去の経験等についてお話がありました。特に、500年間隔地震が当地域

において起こるであろうというお話も昨今出ていることはご承知のとおりであります。その中で、津波のシミュレーションを昨年から公に、町民にアピールさせていただいているわけです。厚岸が半分津波に襲われるというような状況等を考えますと、まず、一番目は高台に避難していただくということが大事な問題であります。やはり潮位がどうなるであろうということが、これは当然心配しなければならない課題としますので、関係機関に対しまして、検潮器の設置を厚岸にもぜひお願いを申し上げたいということで、先ほど担当課長からお話がありましたけれども、さらに強力に要請をしまいたいというふうに考えますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長（竹田委員） 9番さん、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

委員長（竹田委員） 10番。

谷口委員 今回のチリの津波のことで、厚岸町も対策本部を立ち上げられて対策に当たったということを知っているんですけど、この対策本部が立ち上がって、数々の手だてをとっていかれました。それを時間ごとにどういう対策を打たれたのか、これも先ほど室崎委員が要求したのと一緒でよろしいですから、提出をしていただきたいと思います。できれば、時間ごとに。

それから、町がやったのと同時に、例えば連携する消防署、消防団、そういう人たちがどういうことを行ったのかも含めてわかるようにしていただきたいと思いますというふうに思います。

あとそれと、根室だとか釧路も一応関係したのかな、水が上っていったりしていますよね。そういうのは報道として残っている時間もできれば明示していただきたいと思いますというふうに思うんですが、お願いできるでしょうか。

委員長（竹田委員） 総務課長。

総務課長（佐藤課長） まず、資料の件ですが、何をどのようにということで時系列に整理をしたもの、プラス役場のみでなく消防署、消防団もわかるように、それから報道の数値でもいいということですので、解析をいたしまして、いわゆる干満の数値についての資料というふうにとらえさせていただいてよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

総務課長（佐藤課長） 準備をさせていただきたい……。

（「我が町だけでなく近隣も含めて。根室だとか」の声あり）

総務課長（佐藤課長） 潮位の動きですね。例えば、きょうの朝日なんかで全国出たんですけど、この管内でよろしいですか。

(「はい」の声あり)

総務課長(佐藤課長) わかりました。委員ご指摘の資料を用意させていただきます。

委員長(竹田委員) よろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長(竹田委員) 他にございませんか。

(なし)

委員長(竹田委員) なければ、143ページ。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費。

2目事務局費。

3目教育振興費。

145ページ。

4目教育住宅費。

5目就学奨励費。

6目スクールバス管理費。

なければ、147ページ。

2項小学校費、1目学校運営費。

なければ、151ページ。

2目学校管理費。

10番。

谷口委員 資料をいただいたんですけど、学校管理費と学校運営費がありますよね。それで、特に聞きたいなと思ったのは、今、父母負担軽減費がありますよね。父母負担軽減費に充当されるのは、学校管理費なんですか、学校運営費の方なんですか。どっちなんですか。

委員長(竹田委員) 管理課長。

管理課長(須佐課長) 父母負担軽減に関する部分については、学校運営費、それぞれ学校に配当して使っていただいております、その経費でございますので、ご理解願います。

委員長(竹田委員) 10番。

谷口委員 そうすると、学校管理費の方にかかわって、例えば、教材費、需用費の消耗品費がありますよね。このものは何を指すんですか。

委員長（竹田委員） 管理課長。

管理課長（須佐課長） お答えさせていただきます。

学校のここに記載されております消耗品費の主たるものとしては、学校の草刈りに要する草刈りの例えばテープというんですか、ひもというんでしょうか、草刈り用のいわゆる消耗品類ですね。それからオイルとか、そういったものを含めて消耗品として支出をしております。そういったものが大きな金額であります。そのほかに、学校で使用する蛍光灯とか電球の取りかえ分のそういった消耗品の購入、ファクスのインクとか、そういったものも含まれております。

委員長（竹田委員） 10番。

谷口委員 学校管理費となっているでしょう。投資的経費を除くと。それで学校管理の、今は需用費というところを言っているんじゃないですか。今、課長が説明されたのは。そのほかに、学校備品・教材等整備というところで、また需用費というのがあるんですよ。そのほかにこの教材購入というのがあるんですよ。備品購入費で。そういうのをちょっと詳しく説明してください。

委員長（竹田委員） 管理課長。

管理課長（須佐課長） 大変失礼しました。下の方の学校備品・教材等整備に記載されております需用費の消耗品であります。本来は備品として購入する予定で金額は予算を持っていたんですが、学校からの要望で、備品ではあるんですが、金額が小額なものもあります。耐用年数が結構使えるんですが、1品の金額が少ないという、それらは需用費の消耗品で購入しておりますので、この学校備品・教材等整備の中で対応しているということでもありますので、その下の備品購入費と分けて支出をしているという内容でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

（「聞いていればわからなくなってきた」の声あり）

管理課長（須佐課長） 例えば、実験用のビーカーみたいな、試験管とか、ああいったもの。

（「それが消耗品ということ」の声あり）

管理課長（須佐課長） ええ。金額が小さいんです。だけれども、耐用年数としてはまだ使えるんですよ。1回でなくなるものでもないし。そういう意味で、教材備品の中のカタログの中にもそういうのがいっぱいあるんです。小さな金額のものが。そういった中で学校では選択をしている購入品目を上げてくるものですから、備品で購入するということに金額的になじまないということで、消耗品として購入させていただいております。

委員長（竹田委員） 10番。

谷口委員 そうすると、学校管理費は、結果的には消耗品だとか教材、教材というのは先生が使うものなのかな、子供が使うものなのかな、どっちなんだろう。それがちょっとわからないけど。あと図書購入は子供にかかわってのものなのかな。その辺ちょっと、先生が使わなければならないものと子供たちに使わせるものとあると思うんですけど、その辺ではちょっと区別して教えてください。

委員長（竹田委員） 管理課長。

管理課長（須佐課長） 下の方の学校備品・教材等の購入費の内訳で、備品購入費の内訳の中の、今言われました教材購入、教材というのは、もちろん子供たちが使うものもありますし、授業で使う、例えば大きな三角定規とかありますね。ああいったものも、子供たちが使うといえば、子供たちに教えるために使うわけですから、だれのためにといたら子供たちなんですけど、先生は教えるために使うということも含まれております。したがって、子供たち一人一人が使うものもあれば、今言ったように教師が使うものもここには含まれております。ご理解をいただきたいと思えます。

そのほかに、図書は、今言われました学校図書の購入費として購入した分の金額がこれだけであります。そのほかに施設用備品というのは、いわゆる学校施設の中の備品として、これらの施設用備品、あるいは椅子とか、そういったものの足りない分を補充した、修繕は又修繕で出しておりますが、学校の施設用の備品などの購入分を計上しております。

委員長（竹田委員） 10番。

谷口委員 今、学校管理費ですから、大体学校管理費の方はわかったんですけど、中学校に移ってから学校運営費を聞くかな。その方がいいかな。学校運営費。それじゃ、これはここまでにします。

委員長（竹田委員） 他にございませんか。

（ な し ）

委員長（竹田委員） なければ、153ページ。

3目教育振興費。

155ページ。

3項中学校費、1目学校運営費。ございませんか。

10番。

谷口委員 大体内容がわかってきたんですけど、そうすると、一般的に言えば、消耗品費だとか、そういうものが父母負担の軽減費になってくるのかな。消耗品費ですよね。需用費の一部が先ほどの説明からすると父母負担軽減費になっていくということでもいいんですよね。違いますか。

委員長（竹田委員） 管理課長。

管理課長（須佐課長） 今言われましたとおり、学校運営費のそれぞれ需用費とかいろいろ予算を持っています。それらが父母負担軽減の中に算入されている金額であります。需用費を使用しまして、父母負担の軽減を図っている予算でありますので、ご理解いただきたいと思えます。

委員長（竹田委員） 10番。

谷口委員 父母負担が以前も学校によっていろいろ違っていたと思うんですね。画用紙代だとか、半紙代だとか、いろんなものがあって、義務教育は無償でなければならないというのが原則ですよね。それで、父母負担をなくしていこうということで、父母負担の解消に向けて、厚岸町は非常に厳しい財政の中でも父母負担軽減策をずっととり続けてきているということで、今、言葉がやっぱり何かまぶしていったって、あれもこれもみんな入ってくるようになってくるような答弁では困るんですよ。

例えば、厚岸中学校だったら、需用費の中にしか入っていないのか、そのうちのどの部分に入っているのか。そのほかに、こっちの方にもあります、あっちの方にもありますというのではなくて、需用費だって予算書を見ると消耗品費と燃料費と印刷製本費と光熱水費と修繕料、医薬材料費しかないんですよ。医薬材料費だとか修繕料、光熱水費、燃料代、こういうものは父母負担できる問題ではないと思うんですよ。そうすれば、印刷製本費と消耗品費ぐらいしかないんですよ。そのうちのどれとどれが父母負担軽減費になって、厚岸町はこういう対策をとっているんですよということで、やっぱりきちっと狭めて話をさせていただかなければならないし、なぜ私がそれを言うかということ、実際こういう消耗品費がこうやって予算づけられているけれど、年度内の予算で、今年度の予算は前年度を引きずったものはなかったのかどうなのかということ伺っているんです。

中学校費でないよ。例えば、前年度支払わなければならないのを新年度に繰り越したような、そういう事例はあるのかないのか。そういうことをすれば、当然、本当は予算はきちっと組み替えていかなければならないけども、そういうことはないのかどうか。

それから、例えば、今度は予算がわずかだと。いちいち伝票を切って、お伺い立てて、予算はオーケーだよというのを待ってやるということになると、時間が非常に無駄になってしまうと。そうだったら、先生が自腹切っても、こういうものを使いたいからということで先生が提供する、そういうようなことがあるのかないのか、その辺は実態を調査したことがあるかないか。その辺についてお伺いをしたいと。

委員長（竹田委員） 管理課長。

管理課長（須佐課長） まず、予算の執行の関係でありますけども、今言われましたように、年度中に支払い切れなくて、翌年度に回して、翌年度で会計を処理したという事実は、学校からの報告を受けておりませんし、我々が伝票を決裁する中では、そういった事実は確認されておられません。

去年も確か、この予算の中で委員さんから、年度内で買い切れないもの、あるいは足りないものがあったらどうするんだという質問を受けて、それは我々の委員会の内部で、流用してでも支払いをするというふうに私はお答えしたとっていますが、そういったこともなく、とりあえず平成20年度の決算をさせていただいております。言いましたように、平成20年度を繰り越して、平成21年度で対応したという事実はありません。

もう一つありました、いわゆる自腹を切って物を購入しているということ、今回の3月の補正で、1年間の支出状況を確認しながら、各学校とも相談しながら、補正予算の編成をやってきました。その中でも、今言われましたような事実はありませんし、これから3月いっぱい必要な分の予算を補正予算として計上させていただきました。そういった中での今回の提案でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

委員長（竹田委員） 教育長。

教育長（富澤教育長） 父母負担軽減費の説明が先ほどちょっとわかりづらかったかと思えます。

父母負担軽減費は、すべて消耗品です。そして、これにつきましては、父母に、例えば市販のテスト、ドリル、学習ノート等々について、この部分が父母負担軽減費で購入しておりますと。例えば、理科の教材、図工の教材等があって、この部分については父母のご負担をいただいていますというふうにわかるような形でお知らせしているというふうに認識していますし、私どもも、それぞれの学校が父母負担軽減費の中で何々を買っているというふうなものの報告を受けていますので、すべてそれは消耗品の中で処理されているということです。

委員長（竹田委員） 10番。

谷口委員 今、教育長から説明いただいたので、そういうふういきちっとやられていかなければならないと思うんですね。ところが、やっぱり制度も時間がたてば、だんだん空気みたいなもので、あって当たり前で、それをいちいちやっていかなければ、また学校運営する、今、校長先生だって2年か3年でかわられていくわけでしょう。そうすれば、厚岸町にそういう制度があるんだということもつかみ切れないうちに異動になってしまうということになって、結果的に、今、財政が大変厳しいので、なるべくこういう方法で節約や経済をしてほしいということを教育委員会は盛んに学校の担当者のほうにお願いをする、そういうことになっていけば、結果的にそっちのお金が窮屈であれば、父母負担をお願いするかという安易な考えを持たれては困るんですね。そういうことをしっかり押さえた上で、この施

策が進められていくということになっていかないと、案外、他の町でやっていない良いことが、それが空気みたいになっていることで、十分理解されない人たちが集まっていれば、安易な父母負担を新たにつくり出すということにならないようにしてほしいし、あるいは、そういうことによって先生方がもし自腹を切るようなことをやることになってしまったら困ると思うんですね。

そういう点では、やっぱり教育にかかわる予算は、無駄はだめだけれども、きちんと対応をしてやってほしいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

委員長（竹田委員） 教育長。

教育長（富澤教育長） 父母負担軽減費につきましては、私どももそのように考えております。というのは、結局、もうこの制度はかなり長期にわたって実施しておりますから、何を軽減するんだと、こういうものが父母の負担なんだけれども、その分については公費で負担するんだというあたりは、毎年、校長会の会議の中で、厚岸町として父母負担軽減の費用があり、それについては基準がありますと。この基準にのっとって、しかも、これについては、ぜひ保護者の方に周知してください、厚岸町としてこういう制度としてやっておりますからということで周知することによって、学校の先生たちにも、新しく入った先生たちにも、その都度わかるように。

このことについては、今年も最後の校長会にお話しして、来年4月、改めて新しい体制の中でお話をさせていただくということにしてありますし、委員おっしゃるとおり、毎年、校長先生も教頭先生も何人かずつかわるという状況の中では、制度として周知しながら、徹底してまいりたいというふうに思います。

委員長（竹田委員） よろしいですか。

他にございませんか。

（ な し ）

委員長（竹田委員） なければ、157ページ。

2目学校管理費。

なければ、159ページ。

3目教育振興費。

10番。

谷口委員 今年度、準要保護はどのぐらいいるんですか。小中学校それぞれ教えてください。

委員長（竹田委員） 管理課長。

管理課長（須佐課長） 準要保護の児童生徒数ではありますが、今年度は138人という状況で、児童生徒数に対する割合が15.85%という状況になっております。小中学校合わせてでござい

ます。

委員長（竹田委員） 10番。

谷口委員 それで、要保護も含めてになりますけど、要保護、準要保護、それぞれ増えているんでしょうか。横ばいなんですか、減っているんでしょうか。

委員長（竹田委員） 管理課長。

管理課長（須佐課長） 先の一般質問の中でもお答えさせていただきましたが、過去10年間を見ると、割合的には増えているんです。10年前の平成12年でいきますと、13.08%でした。人数は、このときには対象者が178名おりました。今は、先ほど言いましたとおり138名という人数なんですけど、生徒数が減っている状況がありますので、割合は15.85%ということで増えております。

ただ、ここ3年ぐらいを見ますと、率は減少しております。ちなみに、平成19年度の場合は18.31%、平成20年度でいきますと17.82%という状況で、少しずつ下がってはいるんですが、今言いました、ちょっと長期で見ると、10年ぐらい前で見ると上がっているという状況にありますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長（竹田委員） よろしいですか。

（ な し ）

委員長（竹田委員） なければ、4項1目幼稚園費。

なければ、次ページ。

5項社会教育費、1目社会教育総務費。

2目生涯学習推進費。

なければ、163ページ。

3目公民館運営費。

4目文化財保護費。

なければ、165ページ。

5目博物館運営費。

なければ、167ページ。

6目情報館運営費。

なければ、169ページ。

6項保健体育費、1目保健体育総務費。

なければ、171ページ。

2目社会体育費。

13番。

室崎委員 議会事務局長にちょっと確認したいので、これは答弁者じゃないから聞けないですよね。ちょっと休憩をお願いしたい。

委員長（竹田委員） 休憩します。

午後 6 時07分休憩

午後 6 時08分再開

委員長（竹田委員） 再開します。

13番。

室崎委員 今、ちょっと休憩中に事実確認をいたしまして、その上で申し上げるんですが、先ほど行われた一般質問の論議の中で、平成21年9月30日の厚生文教常任委員会からの提言ということが全く論議の中で触れられないで行われているんですが、これについては、私、厚文の委員長という立場で確認いたしますけども、今回、厚文の委員の皆さんも釈然としなないものがありましたので、この点について、なぜこのようなことになったのか、ご説明をいただきたい。

中身を言っていなかった、ごめんなさい。太田農村公園に関しての厚文の提言でございます。

委員長（竹田委員） 建設課長。

建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

一般質問で、太田農村公園の池の埋め立てについての質問が出ておりました。そのときに町長の方からの答弁の中で、花壇やピオトープとしての利用など、いろいろな方法の視点から利用方法を検討するべきではないかとの意見も出されておりという答弁をさせていただいております。これは今、質問者がおっしゃいました厚生文教常任委員会所管事務調査がございまして、9月定例会の折に、その調査報告として意見が出されているというものでございます。

この厚生文教常任委員会の名前を出さなかったのかということでございますけども、9月定例会においては、これは皆様に周知されていると私どもは判断しまして、そこまで周知なくても、この意見を述べることで、その辺の意見が出されているということは皆様に周知されているのかなというような判断をしまして載せていないところでございます。

委員長（竹田委員） 13番。

室崎委員 わかりました。また、そんな雑音もあるんだという程度の扱いだったのかなというふうにちょっとすねておりましたのでね、そういうことでなくて、そんなことは言わなかったって分かり切っているだろうということと言わなかったということだったんですね。わか

りました。

その上で、これをどう評価していますか。

委員長（竹田委員） 建設課長。

建設課長（佐藤課長） ビオトープ等、こうした意見でございますけども、現状の池を見ますと、汚く、衛生面とか、それから環境面等に思わしくないようには見えるわけでございますけども、余り手を加えないことによって、若干また手を加えることによって自然環境が備わってくると。それは自然の植物、それから昆虫などからも自然環境の成り立ちというのを子供方にも、それを手にとり体験する。こういった教育もまた必要なものでございますし、その自然の中でまた新たな学術的な植物も発生することも出てくるのではないかと。こうしたことを備える公園、これもまた一つのおもしろい公園ではないかというふうには考えてございます。

それとあわせて、自治会からは、その前には埋め立てという要望も入っているわけでございます。厚生文教の委員の中にも太田の地域の方もいると。そうしたことを踏まえまして、本当に太田地区の皆様方がどのように思われているのか、その辺ももっともっと話をしながら、その方向性等については考えていきたいと、このような考えを持っています。

委員長（竹田委員） 13番。

室崎委員 9月30日に、一議員の意見ではないんですね。委員会としての提言なんですよ。これを行ったことについて、今いろいろと私が聞いたらおっしゃってくださったけど、そういうニュアンスは少なくとも一般質問のときの答弁にはなかったですよ。それで厚文の委員みな首をかしげているんですが。

こういう提言を受けて、これは一建設課の問題ではないわけでしょう。教育委員会だって絡むでしょう。それから、環境政策課だって絡むと思うんだ。そういう所管でこれを受けて、あのビオトープとか何とかということについて、どんなことをやっていこうかというような打ち合わせなり会議なり、あるいは相談なり、そういうことはいつどの程度行っておりましたか。

委員長（竹田委員） 建設課長。

建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

この厚生文教からの意見を受けた中では、環境政策課、それから教育委員会を交えた中で、どうしていくかといった協議はまだしてはございません。また、あそこのスケートリンクのところの埋め立て、自治会からはそういう形で埋め立ての話も出ております。それとも調整が必要になってきます。それらを含めた中で、今後どのようにしていくべきか、検討してまいりたいと、このように考えているところでございます。

委員長（竹田委員） 13番。

室崎委員 結局、埋め立てだけが先あって、そのところで厚文が余計なことを言ったけども、それはぽんと柵に放り込んでおいたと。少なくとも、今おっしゃることはいろいろ立派なことをおっしゃっているけど、やっていることはそれ以上のことないでしょう。地元と話をするにしても、町としてそれぞれの関連部局といろいろ協議をしなければ、この問題について、ビオトープの説明だってできないじゃないですか。何もやっていないでしょう。そして、今回のものだって、埋め立てるということについて申請を出しているけども、まだ許可がないというような話で終始しているじゃないですか。だから、聞いているんですよ。もう一度答えていただきたい。

委員長（竹田委員） 建設課長。

建設課長（佐藤課長） 太田農村公園、これにつきましては、太田地区の憩いの場としてつくられている公園でございます。まずは、太田地区の皆様がどのような公園を望まれているのか、太田地区の皆様は一生懸命この公園を管理していただいております。そうしたことがございます。まずは、太田地区の方とそのことについて話し合いをしてまいりたいと。それには、当然、今、質問者がおっしゃいましたとおり、ビオトープといったものはどういうものなのか、それから、こういうものがあるとどういふことになってくるのか、こういうのも環境政策課、それから教育委員会、こちらのほうともこれからはご相談申し上げながら、そして地域の方と話し合いを進めていきたいと、このように考えます。

委員長（竹田委員） 13番。

室崎委員 時間も迫っていますから、余りくどく言いませんけども、やっぱり常任委員会からの提言ですからね。厚文なんていうのは軽いものなのかもしれないけども、余り軽くとらえられますと、我々としては非常にやってられなくなってくるんですよ。その点はきちんと受けとめてもらいたいし、それから、あえて言うまでもないことですが、太田には湿性の植物が生えている保護区もあります。そして、専門家に言わせると、あの池がたまたま手を加えなかったことによって、そういう太田特有の湿性植物が幾つも集まって非常におもしろい状況になっているというような話も聞いたわけで、厚文の中でもそういう話がいろいろ出たんですよ。私自身は素人ですから、ぱっと見ても、その何種類もあるものが見分けもつかないような状況ですけどね。

そういうようなものを含めて所管事務調査のときにも話をしているはずですよ。そういうようなことが9月30日に出されて、今日まで何の動きも見られないということでは困るわけですよ。これは教育委員会や、ビオトープということになると教育委員会所管ということになるのかもしれませんが、いわゆる今非常に言われている環境教育とか、そういう面で非常におもしろいものができるんじゃないかというような専門家の話もあります。環境政策課だって当然絡んでくるわけでしょう。これはひとつ積極的にそういうことを進めて、なおかつ、地元の皆さんとも話をいただきたいわけですよ。マイナス面だけではないということですよ。よろしくお願ひしたい。

委員長（竹田委員） 建設課長。

建設課長（佐藤課長） 厚生文教常任委員会から出された意見を決して軽く思っているわけ  
でございません。ですから、今一般質問の中でも、その言葉を入れた中で、こうした意見が  
出ていると。その中では、どのようにしていくかというのは確かにこれから考えていかなけ  
ればならない。今、質問者がおっしゃいましたとおり、私たちも進めていく上では、意見が  
出された後にすぐ動いていないというのもございますけども、今後こうした意見等を踏まえ  
て、そして地域の方とも話し合いを進めていきたいと、このように考えてございますので、  
ご理解をいただきたいと思えます。

委員長（竹田委員） よろしいですか。

他にございませんか。

（な し）

委員長（竹田委員） なければ、173ページ。

3目温水プール運営費。

4目学校給食費。

2番。

堀委員 今回、この学校給食費で賃金、67万7,000円の減額というものがされているんですけ  
ども、この主な要因としては、新型インフルエンザ等によって学校閉鎖などがあって、給食  
センターの休業が余儀なくされたことによる減額なのかということをお聞きしたいと思  
います。

委員長（竹田委員） 管理課長。

管理課長（須佐課長） 賃金の減額の内訳なんですけれども、これにつきましては、非常勤  
の職員、そして臨時の職員ということで2種類の同じ臨時なんですけれども、職員に来ていた  
だいております。そのうちの臨時、いわゆる非常勤の方が休んだときに、その日その日で来  
ていただく方がおります。その分の予算が今年度、当初計上したよりも少なく済んだとい  
うことで、今回減額を50万3,000円、非常勤の賃金については年間の通勤手当なんか減額にな  
っているものですから、それらで17万4,000円、合わせて67万7,000円の減額となっております。

委員言われましたようにインフルエンザの関係については、これには影響ないということ  
で、よろしく願いいたします。

（「よろしいです」の声あり）

委員長（竹田委員） 他にございませんか。

（ な し ）

委員長（竹田委員） なければ、177ページ。

11款 1項 公債費、1目 元金。

2目 利子。

なければ、179ページ。

12款 1項 1目 給与費。ございませんか。

なければ、以上で歳出を終わります。

1ページにお戻りください。

次に、2条、繰越明許費。6ページ、ございませんか。

次に、第3条、債務負担行為の補正。7ページ、ございませんか。

次に、第4条、地方債の補正。9ページ、ございませんか。

総体的にございませんか。

（ な し ）

委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（竹田委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長（竹田委員） 本日の会議はこの程度にとどめ、明日審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（竹田委員） ご異議なしと認め、よって、本日の委員会はこれにて閉会します。

午後 6 時22分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成 2 2 年 3 月 9 日

平成21年度各会計補正予算審査特別委員会

委員長